

第百七十四回国
参議院環境委員会會議録第九号

平成二十二年四月二十七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十一日

辞任

森木 利治君

補欠選任

前川 清成君

千葉 景子君

辞任

千葉 景子君

補欠選任

那谷屋正義君

前川 清成君

森木 利治君

四月二十三日

辞任

那谷屋正義君

補欠選任

牧山ひろえ君

四月二十六日

辞任

池口 修次君

補欠選任

植松恵美子君

矢野 哲朗君

谷川 秀善君

四月二十七日

辞任

松野 信夫君

補欠選任

米長 晴信君

出席者は左のとおり。

委員長

山谷えり子君

理事

相原久美子君

ツルン マルティ君

有村 治子君

加藤 修一君

委員

植松恵美子君

岡崎トミ子君

谷 博之君

森木 利治君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山谷えり子君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、矢野哲朗さん及び池口修次さんが委員を辞任され、その補欠として谷川秀善さん及び植松恵美子さんが選任されました。

○委員長(山谷えり子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事協議のとおり、厚生労働大臣官房審議官中尾昭弘さん外六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山谷えり子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山谷えり子君) 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○神取忍君 自由民主党の神取忍です。

人が健康で幸せに生きるためには環境も社会も無理がなく健康でなければならないという立場から、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に關しまして質問をさせていただきます。

今日、環境問題といえばCO₂の排出問題、地球温暖化の問題ばかりがクローズアップされていますが、そしてまた民間、地方自治体においても廃棄物やリサイクルの取組に重点は置かれてい

ます。大気汚染、水質汚濁といった公害の問題が、昔のように重大な社会問題だったところに比べると危機意識が低下していると思います。そんな中、この改正案は、鉄鋼業、石油精製業、電気業、製紙業などの一部の事業者による排出測定データの意図的な改ざんが続いて発生したことを受け、罰則の創設や責務の規定の創設を盛り込んだものと理解しております。

この委員会の場でも、委員の皆様により何度か問題提起がなされたと思いますが、再度このデータ改ざんの実態について問題意識を共有しなければならぬと思いますので、大気汚染防止法の遵守状況、また水質汚濁防止法の遵守状況について最新の点検結果、違反状況について、会社の数と工場の数だけ教えてください。

○政府参考人(鷺坂長美君) お答えします。

環境省におきましては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法の施行状況等について調査をしておりまして、二十年度の状況でございます。

大気汚染防止法におきましては、ばい煙発生施設が設置された工場、事業場数は九万一千ござい

ますが、そのうち立入検査が行われた工場、事業場数は約一万六千ということになっております。

この立入検査を行われたうち、軽微な事案も含めてはございますけれども、地方公共団体により行政指導が行われた施設数、これは約七百五十というところになっております。

それから、水質汚濁防止法におきましては、特

定事業場の数は一十八万ということで、そのうち計画的に立入検査ということで立入検査の件数は四万四千でございますが、その立入検査の行われたうち、軽微な事案も含めてではございますけれども、行政指導が行われた件数が七千六百余りというところでございます。

以上です。

○神取忍君 これは、違反状況がこの七百五十件
 なんです、水質汚濁の件では。

○政府参考人(鷲坂長美君) 一概にそのすべてが法に照らして完全に違反ということではないかと思いますが、自治体の方から見て法の施行状況でふさわしくないというようなことも含めてということになります。

大変壓縮でございますけれども、行政指導の内訳等は取っておりませんので、こういったことでお答えさせていただきます。

○神取忍君 最新の遵守状況というのはどういう感じなんですか。どのようなことに。

○政府参考人(鷲坂長美君) 繰り返しになりますけれども、二十年度、環境省が行いました調査、要するに施行状況の調査で、自治体がそれぞれの立入検査をしまして、そして、そこで行政指導等を行った施設数及び行政指導を行った件数等についてお答え申し上げまして、その部分についてはいずれにしても不適正な部分があったのではないかと思います。

○神取忍君　その辺でまだまだこれ、九万で一万六千とか、そういつた中でまだまだ数が全然足りないの、その辺をもっとしつかりとやっていた方がいいと思います。

以前平成十九年だったと記憶していますけれども、製紙業界のデータ改ざん問題がこの委員会でも問題になりました。問題が多発した平成十九年から二年間でこの問題はどのように改善されたのか、経過を簡単にいってお知らせください。

○政府参考人(鷺坂長美君) 各企業等におけるデータ改ざん等が判明した事案についてでございましてけれども、それぞれの企業等につきまして

は、公害防止管理体制の強化でございますとかあるいは排水水質測定結果等をホームページで公表するなど取組が行われていると承知しております。

しかしながら、一方で、最近におきましても例えば昨年の三月、製紙工場において水質データを排出基準値以下に書き換えて県、市に報告する、あるいは排出水を河川水で希釈することにより県の分析値が低くなるように偽装するとか、あるいは今年の一月でございますけれども、化学工場において排出基準値を超過したデータを書き換えるよう分析会社に指示したことが明らかにするなど、それぞれ業界で取組は行っていたいておるんですけども、まだ一部こういった不適正な事案が見られると、こういう状況でございます。

○神取忍君　じゃ、まだいまいちよく成果が現れていないということですか。

○政府参考人(鷲坂長美君) 私ども、こういった改ざんが多発したということで、検討会を立ち上げ、事業者向けガイドライン、こういったことで事業者の方に注意喚起、そういったことをさせてはいただいておりますけれども、残念ながらこういった事例が出ているという状況でございます。

○神取忍君　実際がこういった形が現れないということは、それはどういった感じなんでしょう。か。その辺をしつかりと、実際相当やったとしても、まだしつかりと結果が現れていないということなんですよ。その辺に關してはどういったことは今後取組をされるんですか。

○政府参考人(鷲坂長美君) いずれにいたしましても、そういったことで、ガイドラインあるいは立入検査マニュアル等で運用上の取組は進めてまいりましたけれども、やはり中央環境審議会の方からもありますように、やはり制度的に直さなければいけないのではないかとというようなお話もございまして、今回法改正をお願いしているということになります。

○神取忍君　しっかりとその辺は取り組んでいた
だきたいと思います。

従来、排出データは自主的管理のために用いられてきたわけですが、要するに性善説に依りながら立ててきたわけだと思います。ところが、結果として今のようデータが改ざんされていたわけです。しかし、こんな状況になった場合にでも、付近に住む住民とか、これから生態系への影響は計り知れないものだと思います。

そこで、今度は性悪説に立つことで罰則や責任範囲を強化しようということだと思えます。また、説明いただきました改正の趣旨として、その背景として、地球温暖化問題を始めとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者、特に地方自治体の現場の人員がいなくなっている、足りないという現状があるということを認識しています。

私の地元である横浜、川崎でも、環境行政の最前線にいる職員が財政的な問題もありどんどん減っているという話を聞きました。環境行政は特に現場の力が一番重要だと考えられるので、国からの改正が一方的であつたりとか無理があつてはいけないと思います。

そこで、基本的なことですけれども、今回の法改正のメーンでもあります事業者による記録改ざんへの厳正な対応について、今回は排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則を創設しようとしています。まず第一に、排出状況の測定についてどのような事業者に対しどのような測定を義務付けているのか、確認も兼ね、お答えください。

○大臣政務官(大谷信盛君) 現行の法律でも測定
の義務は課せられております。水質でいいます
と、約三十万社ぐらいの会社に測定を義務付けて
おりますのでそれは出てきておるんですが、その
頻度ということについては定めていないところで
ありまして、この頻度も含めてこれから測定の
やり方というものを改めていくようなことを検討
していくと。そうすればかなり効果が出てくるの
かなというふうに今考えております。

○神取忍君　　ということは、測定結果の記録は全

国的に画一的な縛りはあるんですか。それはまちまち、地方によって変わってくるものなんですか。

○大臣政務官（大谷信盛君） 全国的な縛りというのは、同じ基準で全部にやっていますかということですか。ですから、やるものは決まっていますからそのようにはもちろんなっています。そのようにはもちろんなっています。全国的に同じような基準でもって調べてください、調べていますということになっています。

○神取忍君 それはもうお願いしている段階なん
でしようか、それともそれがもう決まりとしてあ
るんでしょうか。

○大臣政務官(大谷信盛君) 最初に測定をいたします。測定はいろんな測定の仕方をするので、その測定をした最初のデータ、それを今度は定められた基準によって人にこんなふうでしたよと報告できるような形のものに書き換えます。ですから、こっち側の書き換えたものは義務化をされてから、こっち側の書き換えに取ったデータの部分、いますが、こっちの最初に取ったデータの部分、ここの記録は今のところ義務化されていませんでしたので、ここをしっかりとこれから義務化させていくことによって改ざんをできないように、元のデータが残っていますので改ざんができないようにしていくということをしつかりとやり直していくようにこれからなるということでございます。

○神取忍君 分かりました。

じゃ、もう一度、済みません、同じ質問になっ
てしまふんですけども、その事業者というの
も、特定の事業者が入っていくんですか。

○大臣政務官（大谷信盛君） 特定の事業者、定められた事業者がございます。

○神取忍君 それはどのような事業者なんですか。

○大臣政務官(大谷信盛君) 規模が大体大きな基準になっています。ですから、事業者すべてが掛かるんじゃないくて、ある一定以上の規模というふうになっていきます。それは定められたものがございます。

いますので、出せと言えば今出させていただきますけれども。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 水質汚濁防止法あるいは大気汚染防止法で規制対象となっている事業者については測定義務が課されていると、こういうことでございます。

○神取忍君 分かりました。

水質汚濁法に基づく特定業者にはクリーニング屋、豆腐屋さん、大気汚染防止法に基づく事業者には銭湯など、それこそ町の中小零細企業も該当します。現状を考えてみますと、これら個人経営の方々が、この不況の厳しい中、一々排出状況を測定して記録する手間というのはなかなか取れないと思います。業者に依頼してお金を取られることも大変厳しい現実であると思います。今回の改正でこれら中小零細企業に対する配慮はあるんでしょうか。

○政府参考人(鷲坂長美君) 実は、先生御指摘ではございますけれども、これまでも事業者につきましてはばい煙とかあるいは排出水につきまして測定義務が課されているところでございまして、各事業者におきましては、その基準を遵守するため既に測定とか記録がなされているのではないかと、このように承知をしているところでござい

すが、いまして、今回の改正によりまして新たに事業者が増えるということではないというふうに承知しています。

○神取忍君 それは具体的に、今の場合はちょっとあいまい過ぎてよく分からないんですけれども、具体的にどのよう配慮されていくんですか。

○政府参考人(鷲坂長美君) 実は今回の改正は、測定をし、そしてそれを記録することに罰則を付けるということがメインでございすけれども、その測定及び記録につきましては既に法律で義務が掛かっていると、こういう状況でございまして、したがって、今回の改正によりまして事業者が新たに何か負担を負うという、その部分につき

ましてはそういうことではないということでございます。

○神取忍君 そういうことではないというのは、何が無いんですか。

○政府参考人(鷲坂長美君) 済みません、表現がちょっと悪かったかもしれないけれども、新たに負担が増えるという状況ではないということでございますので、例えば何か規制が、新たに規制を強化して負担を掛けるというようなことになりますと、そういった事業者の負担軽減ということも必要かと思えますけれども、今回は、基本的にその罰則を付けるという点につきましては新たに負担を掛けるものではないというふうに考えております。

○神取忍君 負担が掛かる掛からないでは、やっぱり負担を掛けないでいただきたいと思えます。中小零細企業におけるこのばい煙又は汚水、廃

液の排出の測定は、頻度を含め、騒音規制法のようにな中小零細企業に対して配慮する規定を設ける必要があると思えます。その辺は、大臣はいかがでしょう。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 今局長が答弁申し上げましたように、中小企業者に新たな負担が加わるということであれば、当然やっぱりそういったことも考えていく必要があるかと思えますが、今回の改正は、我々としては新たな負担と、こういうふうに思っていないものですから、先ほどの答弁のように、現時点においてそういった対応はしておりません。

ただ、実際に運営を、運用をしてみまして、そういったことがあれば十分検討もしてまいりたいと、こうは思っております。

○神取忍君 それは是非、現場に無理のない規制をお願いしたいと思います。

また、今回の法改正によつて、排出状況の測定結果の虚偽の記録に対し罰則を創設するわけですが、この虚偽は何を示しているんですでしょうか。虚偽の定義と、それが虚偽と判断するのか、お答えいただきたいと思えます。

そして、現場の話によりますと、記録について業者による記載ミスも多々あるようです。直接事務を行う基礎自治体、政令指定都市の川崎では、水質汚濁法に基づく事業者数六百二十七、横浜市では千六百三十一か所あります。ばい煙発生施設、川崎は千六百八十八か所、横浜が三千六百八十八か所あります。担当の職員はそれぞれ十人以上に満たない数でこれら何千という事業者を指導監督しています。

そういった中で、今回の法改正は、地方公共団体の企業における経験豊富な公害防止担当者が多数退職しつつあることを踏まえてこの法改正になったと思えますが、果たして、罰則を創設するだけで本当にこれだけの膨大な数を、事業者を把握し、監督していくことが可能なんでしょうか。記載ミスが虚偽の判断をどのようにしていけばいいんでしょうか。これは併せてお答えいただきたいと思えます。

○政府参考人(鷲坂長美君) まず、虚偽ということでは虚偽の記載と、要するに虚偽の記載とは偽りの記載をするということでございますが、本改正案によります罰則の対象となる虚偽の記載と申しますのは故意によるもののみを対象にしておりますので、例えば転記ミスなど、過失によるものは対象にはしておりません。

それで、現場でということではございますけれども、地方公共団体が立入検査したときに故意かどうかという判断も要るわけでございますが、例えば一つの例でございすけれども、例えば計量証明書のある測定データとそれから実際に保存しなければいけない記録表、こういったことを照合した際に、測定データが排出基準に適合しない場合のみ記録表上の数値がないとか、そういったような状況というのはかなり、何といいますが、故意の推定がかなり深くなるのではないかと、こんなようなふうに考えております。

ただ、いずれにいたしましても、罰則の適用でございすので、最終的に罰則の適用のある虚偽の記載に該当するかどうかということにつきましては

ては、司法手続におきまして、個別具体の事案に即して判断されるものと承知をしております。

それから、引き続きまして、自治体の監視体制ということでございますが、私どももこの自治体の監視体制の強化というものは非常に重要な課題であると認識しております。これまでも体制整備の支援ということで努めてきたところでございしますが、今後とも、教育、研修、あるいは自治体間のノウハウの情報交換等を通じて、自治体の公害防止管理体制の充実に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○神取忍君 ちょっと答えがいまいまいちよく分からなかったんですが、記載ミスと虚偽というのは実際どこで判断するんですか。

○政府参考人(鷲坂長美君) 結局、測定したものと、それを記録する、測定してそれを記録するという、そういう二つの行為があります。測定したときのデータの数値を例えば保存したり、あるいは自治体に報告する帳簿等に転記するという作業があるわけでございすますが、そのときに違う数字を書くということになりますと、それは虚偽の記載ということになります。

○神取忍君 そういったことがこの十人ちよつとの数でできるんでしょうか。それをどう補っていくんですか。

○政府参考人(鷲坂長美君) そうすると、自治体の方が立入検査したときにそういったものを、何といいますが、実際に帳簿にあるデータとそれが実際に測定したものとかがどうかというのをチェックするというのができれば、それが立入検査したときにはチェックできるということになるわけでございます。

したがって、今後、省令事項ということになるわけでございすけれども、原簿といいますが、実際に測定した原簿ですね、原簿の方も保存していくというようなことも考えられるのではないかと、このように考えております。

○神取忍君 その今の形で現場の自治体が円滑に進むんでしょうか。

○大臣政務官(大谷信盛君) 御懸念よく分かります。これだけ多くの対象者がいるのに、たった十人のメンバーで神奈川県、横浜、川崎、工場集積地、できるのかという御心配、本当に私も、ざくっと数字だけ並べられると、そんなのできるわけないだろうというようなことになるんだと思います。一応、法律でやっちゃ駄目だと、やったら公開もされるし、会社のイメージも悪くなるんだということが分かっていて守るように努力をしているし、守ってきているんだというふうに思っております。

先ほど委員の方から、性善説じゃなくて、見てなかったら悪いことするんだというふうな考え方も必要じゃないかというのは大いに分かります。ですから、強化をすることによって、罰則を、そういう見方もあるんだということをお伝えし、法律を守っていただくようにしていくしかないのかなというふうに思っております。

それとあと、委員指摘のように公害の専門家が自治体の中から消えていつている。公害の専門家がいたら、ベテランの知識のある人がいればこの辺が怪しいんじゃないかと、またいろんなネットワークの下、そういう改ざんしているようなところを見付けることもできるんだと思います。それから、こういう人が、またそういう人を、人材を育成していくような役割を演じていただきたいし、またそんなノウハウを自治体間で交換することによって更にノウハウを次の世代に伝授していくようなことも支援をしていきたいというふうに考えております。

○神取忍君 その辺をしっかりといただきたいと思います。

どちらにしても、地方自治体も公害対策担当職員の実質減、熟練職員の退職など、厳しい状況にあります。政府として何らかの支援が必要と考えられますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) おっしゃるとおりだと思います。自治体において公害防止対策に関して人員や予算面での制約が生じているわけ

でありまして。効果的、効率的な公害防止対策の推進が必要であり、環境省としては今回の法律の改正に加え、自治体の担当者に対する研修の充実、立入検査のマニュアル作成への支援、自治体間のノウハウの共有化等々を進め、自治体の皆さん方の体制整備に取り組んでまいりたいと思っております。

○神取忍君 これは人員はもう増やさないんですか。このまま行かれるんでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 自治体の人員のことであるとすれば、それは自治体の御判断と、こういうことだろうと思っております。

○神取忍君 それに対して国はいろいろな支援はしないんでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) そこは今も申し上げましたように、国としては、いわゆるそういった皆さんたちへの研修の充実、あるいはまた情報のやり取りの円滑化、そういったものは支援をしてまいりたいと思っておりますが、実際に人を雇い入れる云々というのは、これはもうまさに地方分権そのものの話にもなるわけでありまして、そこに關しては、これは最終的にはやはり自治体の判断と、こういうことは変わらないものと、こういうふうに思います。

○神取忍君 分かりました。

また、場合によっては、罰則が創設されることによって、罰則の適用を逃れるためにますます排出データの改ざんが行われるということも考えられます。特に、大企業のシステムでデータを管理している事業者はそのシステムを改ざんされても、システムの中まで入れない自治体の職員がそれを見抜くことは不可能に近いと思います。

この大企業のシステムデータの改ざんについては別の対策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(大谷信盛君) 基本的には測定原簿というものをしっかりと保管していただくのと、その保管をする責任者、管理者というのが公害防止管理者と呼ばれますが、この方々との日ごろの

付き合いであったり、この方々を監視することによって、大企業の中には入り込めませんが、その方々との連絡、情報交換等を通じて大企業のチェックができるものと考えております。

これらの事業者の管理体制をもうちょっと工夫してみることによって、更に法を守っていただくようにできるんじゃないかなというふうに考えております。そこに人が入らなくなつて、そこで管理をしている人をしっかりと見ておくということとで全体が見えるような仕組みを整えていきたいというふうに考えていることでもあります。

○神取忍君 ただ、今公害対策担当職員と言われたんですけれども、そこも今実質減つてますよね。そこはどうするんでしょうか。

○大臣政務官(大谷信盛君) そこは、こんな御時世ですぐに人を増やせるような自治体は少ない中、まずは質を高めていくことしかないというふうに考えています。すなわち、これまで経験豊富な方々が持っている勘であったり見識であったり所見であるようなものを若い世代に伝授することによって質を高めていくことでカバーをしていくことがまず先決かというふうに考えております。

本間に、委員おっしゃるように、この水や大気の汚染や汚濁を守るためには人が、もつと担当者が自治体の中に入れてくれたら本当にいいんですが、財政的になかなかそうも許されない中、ここはまずは質を増やしていくことでしっかりとこの水と空気、守っていききたいと考えています。

○神取忍君 それでは、改正案では、測定記録データの保存も義務付けてます。測定記録データも記録表から手書きのメモまでいろいろあるとされます。保存すべきとされる元になるデータを含めて、どの範囲までのデータなのでしょう、教えてください。

○政府参考人(鷲坂長美君) 今回の法改正を受けて、保存すべき測定記録については、こういって測定が適正に実施されることを確認できるような環境省令で定めていきたいと考えておりますが、具体的には、測定原簿、要するに記録表への

転記前の測定データということになります。

その範囲でございますけれども、例えば自動測定をしているような場合におきましてはそのチャートと申しますか、そういったものも対象になるのではないかと思いますし、また、外部への測定を委託している、こういったような場合には例えば計量証明書とか、そういったことも念頭に置きながら検討してまいりたいと思います。

○神取忍君 その辺のデータはしっかりと保存していただきたいと思えます。

また、この改正案では測定データの保存は義務付けられてますが、公表までは義務付けられてません。事業者による測定データの公表や開示は、市民によるチェックが可能になり、公表をすることにより事業者の意識も高まり、取組が進むという効果もあると考えられるんですけども、いかがでしょうか。

○大臣政務官(大谷信盛君) もうそれはおっしゃるとおりでございます。この公開があつて初めて自分のやったことがいかに自分のビジネス上マインスになるかということを再認識させることにつながりますので、是非ともそんな仕組みをつくっていききたいというふうに考えています。

今のところは、データの公表、開示の仕方をガイドラインのようなものを策定して企業にそうするようにはしてもらつたようなことを検討しております。

○神取忍君 これは検討でなく、義務付けないといけないんじゃないでしょうか。

○大臣政務官(大谷信盛君) まずはガイドライン作ってお願いをし、どれぐらい御協力いただけるかというのがあります。しよっぱなから義務にしようとなかなか難しいところもありますので、目的は改ざんをなくすということでございます。その方向に何とかガイドライン、そしてそれを御理解し、事業者がそのようにしていくというところでまずは防げるようにしたいというふうに考えております。はなから全部義務付けにしよう、それがいいの悪いのか、ちょっと検

討しなければいけないところもあるのかなというふうに思っています。

○神取忍君 これ、まだまだ、じゃ検討ということ、でもこれは市民とかそういう方が情報を公開することによってやっぱり意識が高まってくると思うんですけど、その辺は行く行くは決めるということなんです。

○副大臣(田島一成君) 今御指摘いただきましたように、情報を開示、公開していく、そのことによって地域住民等々に安心を与えていく、そのことについての考え方は委員御指摘のとおりであります。しかしながら、現状、この業者、業界の状況を把握、全体を見渡しますと、まだまだ中小零細の企業の方々が非常に多く、実際にこの開示等を義務付けていくという負担を押し付けていく状況にはまだまだ育成していないというのがこれ現状でございます。

委員が御指摘いただいたように、情報開示を義務付けていきたいという思いは非常に強くございますけれども、まずは、そうした業者自体がこの必要性等々、また体制の整備をきちっとやらせていく、そういった段階にあるということも御理解をいただきます。私たちとしては、こうした企業の形態、状況等を踏まえて公表、開示を進めていくためのガイドラインを策定して、まずこの普及をしつかりと努めていく。そして、それが一定浸透をしていきましたならば、今委員が御指摘いただきましたような公開や開示をきちっと義務付けていくように、そういった状況にまで育成をしていくことが、私ども、今の段階での大きな務めではないかと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○神取忍君 これはとても流動的なものであつて、時期的なものとか、そういった期間は決めないでいいですか。

○副大臣(田島一成君) いつまでにやるということですか。

○神取忍君 はい、計画。

○副大臣(田島一成君) まだまだこれ、業者の規

模、形態、また経営状況等々も非常に多岐にわたっているところがございます。今、この業界全体を見渡した中で、いつまでにやるというふうな目標を定めていくこと、これが安心与える大きな一歩だというふうには思いますけれども、まだまだ期限を切ってお示しできるような状況にございません。

そういった中で、ガイドラインを作成する、また業界全体を底上げをしていくといったような地道な取組で、時間の期限は設けることは今できませんけれども、今委員が御指摘いただきましたような安心、安全をきちっと提供、担保できるように企業、業界をしつかりと育成するために、環境省もあとう限りの取組に邁進をしていきたいと考えております。

○神取忍君 なるたけ期間を決めていただきたいと思ひます。

とにかく、この大気汚染と水質汚濁の問題について、事業者と行政の関係がどうもイタチごっこになってしまつていそうで仕方ありません。既にそうなっているとも言えると思ひます。ただ、環境省も私たちも目的は一つです。悪意の事業者をどうなくすかということだと思ひます。罰則を創設するというわけではなく、環境に配慮した対策を取り、大気汚染防止法、そして水質汚濁防止法の基準を満たし続け、環境に配慮した事業者には、優良事業者としての認定や特典を与えるという名誉やお墨付きを与えるなど、あめを用意していけばいいと思ひます。罰則という後ろ向きな政策だけではなく、前向きな政策を取るということも必要だと思ひますが、大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) おっしゃるとおりだと思います。あめという言葉がいいのかどうか分かりませんが、あめとむちという言葉がありますから、委員はそういう思ひでお使いになつたんでしようが、本当にそういう優良な事業者の皆さん方には表彰制度、そういったものも用意をさせていただきたいと、こう思つておるところでございます。

いまして、片や、委員が先ほどおっしゃつたように数値の公表、こういったことも今後検討してまいりたいと思つていますが、片や同時に、いい活動をした皆さんたちは大いに地域の中でも顕彰、それが分かるようなそういう表彰制度といったものも十分検討してまいりたいと、こう思ひます。

○神取忍君 それで、自主的な取組ととにかく報われるように、税制の優遇措置、インセンティブを与える仕組みを検討することも必要だと考えています。規制することも大事ですけれども、是非前向きな議論をよろしくお願いしたいと思ひます。

ここでまた話を規制に戻しますが、汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止について、流出事故が生じた場合に応急措置の実施、届出の義務の範囲を拡大するという内容になっていきます。汚水の種類に排出規制の対象になっていない有害物質が追加され、また、事業者の範囲に排水規制の対象になっていない有害な物質を取り扱う事業者が追加になっていきます。

多くの関係者が気になっていますが、この指定物質、指定施設についてお答えいただきたいと思ひます。まずは指定物質からお願ひします。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 現行の水質汚濁防止法におきましては、全国のすべての公共用水域で規制が必要な物質として二十六物質、有害物質として規制を行つております。この有害物質につきましては、現行においても、事故が起これば必要な措置を講じなければならぬという仕組みになつておるわけでございます。

しかしながら、この二十六物質以外にも、例えばインクや接着剤の溶剤として幅広く用いられているトルエンなんかが代表的な例だと思ひますけれども、事故が起これば大量に公共用水域などに排出された場合には、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると。実際、トルエンなんかはそういった事故が現に生じているということでございます。このため、このような一律規制を講じていなくても非常に危ない物質につきま

しては、指定物質としまして指定し、事故が発生した際には応急の措置を講ずることとしていくということでございます。

この指定物質の具体的な対象につきましては、今後、人の健康や生活環境に係る被害の未然防止といった観点から幅広く指定していきたいと、こういうふうにご検討いただいております。

○神取忍君 では、この指定施設はどういった施設なんですか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) この指定施設と申しますのは、今お話ししました指定物質を製造、貯蔵、使用あるいは処理する施設などであり

ますが、例えば、この指定物質、トルエンならトルエンを取り扱う工場で原料タンクみたいなものもこの指定施設になるということでございます。

○神取忍君 じゃ、そういった原料が入るタンクみたいなものなんですか、簡単に言うと。じゃ、これについて、改正の背景として、公共用水域における水質事故の増加、特に一級河川の水質事故が十年間で三倍になったという説明がされていきますが、この十年間で三倍になったという水質事故の要因と今回の有害物質は因果関係があるんでしようか。国土交通省の資料は何の物質による水質事故なのですか。生活者の感覚では、油の事故が増えているだけだと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 御指摘のとおり、国土交通省の資料は一級河川における水質事故を対象としたものでございます。その原因を見ますと、確かに先生御指摘のとおり油の流出によるものが最も多いわけでございますが、そのほか、化学物質の流出、この化学物質には、現在の水濁法で対象となつていない有害物質もあれば、そうならないものもございます。それから汚泥などの流出、さらには魚の浮上死があるわけでございますけれども、その原因は不明である、こういったものの、様々なものが含まれ

ているわけでございます。

改正案におきましては、この水質事故の対応の迅速化ということを図る、こういうためにはできる限り広く水質事故を事故時の措置の対象とする必要があると、こういった観点から、対象物質及び対象施設の拡大を盛り込んだところでございます。

なお、一級河川における三倍増ということでございますが、この中身を見ますと、もちろん油の事故も増えておりますけれども、そのほかの化学物質の流出による事故も増えているというのが実態であるというふうに理解しております。

○神取忍君 この事故が三倍になったということで、この事故時の措置ということですが、これは故意の事故なんですか、これは自然の事故、どちらなんですか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) ここで言うております事故時の措置の事故でございますけれども、これは、例えば施設の管理ミスあるいは物質の取扱いのミスなどの人為的な要因による事故は当然含まれます。また、自然現象、自然災害などによって起因する事故もこの事故の中に含めているという状況でございます。

○神取忍君 これはどのくらいの比率なんですか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) これは、正確に私どもこれまでデータ取ったことはございませんが、ほとんどが人為的なミスによるもの、それから施設が腐食してしまったという、そういったものであろうかというふうに考えております。

○神取忍君 このような事故がこれだけ増えているということなのですが、この措置を義務化するということとは、お考え何かあるんでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) こういう事故が非常に増えているということで、私も非常に大きな危機感を抱いているわけでございます。

そのため、今回の改正案におきまして、事故時の措置の対象となる物質、それから対象となる施設を是非拡大させていただきたいということでござ

います。

○神取忍君 ちょっと話をまた戻しまして、私の地元の新潟県には多くの米軍基地があります。横須賀海軍施設においてはミサイルフリゲート艦から軽油が流出したり、厚木海軍飛行場においても航空機の機体洗浄後の汚水の流出事故がありました。

生活者から見れば、民間事業者はもちろん、国の施設や米軍の施設についてもこれら対策を徹底してほしいと思うんですけれども、国や米軍の施設からの汚水に対する対策は、現在、法的に担保されているんでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 今委員の御質問のとおり、国の施設は当然、日本の国の施設は水質汚濁防止法が適用されますが、米軍施設については水質汚濁防止法は適用されません。

しかし、日米の環境関連法令のうちより厳しい基準を選択するという基本的な考え方の下に、在日米軍が自ら環境管理行動等を取っていると、こういうふうに承知をしておりますし、そういうふうな取決めに日米間でなっているわけであります。

なお、米軍施設に関しましては、我が国の方から立入りの検査も定期的にさせていただいているところでございます。

○大臣政務官(楠田大蔵君) 先ほど大臣の御答弁を補足させていただきます。

先ほど申しましたように、米軍施設からの汚水についても必要な対策を取っておりますが、このうち日本側が事業主体となつて施設整備を実施する場合には、先ほど申しましたように我が国の法令が適用されることから、国内法令に合致した内容のものを防衛省において整備、提供をしておるところであります。

一方、在日米軍が施設・区域において自ら事業を行う場合、国内法令は適用されないわけですが、先ほどありましたように、日米地位協定において米軍人などは日本国の法令を尊重する義務を負っております、そのための必要な対応が

取られていると承知をしております。

具体的には、在日米軍は、環境原則に関する共同発表というものにおいて、日米の環境法令のうちより厳しい環境基準を選択するとの基本的考えの下で作成した日本環境管理基準、通称JEGSに倣いまして、環境保護及び安全への取組を実施する旨表明し、それに基づき対応しているものと承知をいたしております。

防衛省といたしましては、日本側が事業主体となつて施設整備を行う場合は、下水道法、水質汚濁防止法等に基づきまして、必要に応じ環境影響調査を行った上で、基準に合致した設計を実施の上、施設整備を行っております。

アメリカ側が事業主体の場合においても、在日米軍施設・区域において環境問題が惹起した際は、日米合同委員会の下に設置されました環境分科委員会、この枠組みを通じて、情報交換や施設・区域への立入り、環境汚染への対応などについて日米間で協議を行い、かかる問題の処理に取り組んでいるところであります。

我が省といたしまして、今後とも汚水対策が適切になされるように、関係省庁とも緊密に連携をしながら必要な対応を取ってまいりたいと、そのように考えております。

○神取忍君 法的には国内では担保できているということなんですか。

○大臣政務官(楠田大蔵君) 先ほど申しましたように、国内におきましては国内法にのっとり担保させていただきますところであります。

○神取忍君 分かりました。環境を守ることはとにかく国も民間も関係ないと思いますので、まずは国が率先して対策を打っていただきたいと思

います。

質問をちょっと飛ばしまして、大気汚染防止法では自動車排出ガスの許容限度を定めるということになっていきます。大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、大気の汚染に関して人の健康に係る被害を生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めるこ

とにより、被害者の保護を図ることを目的としています。

私も、この委員会で度々、環境対策は社会で行うには不便だったりとか、ルールや規制ばかりで窮屈ではなかなか参加する方がいらっしやらない中、いかに気軽に便利に低炭素や有害物質の排出量を抑えていくかがポイントだと主張させていただ

きました。

私は、バイク愛好家の立場から、またCO₂の有害物質をいかに無理なく出さなくて済むかという考えから、電動バイクについて質問させていただきたいと思

います。

十一月の委員会において、エコ通勤の実験に環境省として支援しており、原付バイク利用の多い企業に対して今それを支援しているということを大臣から御答弁いただきました。その結果、中間結果でも構いませんので、御報告をお願いしたいと思

います。

○政府参考人(鷲坂長美君) 環境省におきましては、京都議定書目標達成計画にも位置付けられておりますが、通勤の交通マネジメントの取組ということで、その一環として、二十一年度に行われる自動車による通勤から多様な交通手段による通勤と、こういういわゆるモビリティマネジメントによるエコ通勤と呼んでおりますけれども、そういったことに取り組む企業等に対して支援を行っております。

このうち、株式会社ジーエス・ユアサパワープライの京都府、群馬県内の事業所におきまして電動バイクを業務用車両として二十台購入し、そしてこれを社員に貸与し、業務用のみならず通勤用にも利用する、こういった実験を行ったところでございます。この結果、同社からは、約五か月間の実験の間におきまして、二・三%の自動車の利用が削減され、そして約三トンの二酸化炭素排出量が削減された、こういう報告があったところでござ

います。

同社は今後もエコ通勤を継続し、そして新たな通勤手当の制度構築等を検討する予定との報告を

受けているところでございます。

○神取忍君 ありがとうございます。

どちらにしても、今の結果でいくと、この六月、五か月でしたつけ、その中でこの数字的に二・三％という数字なんですけれども、これももう少しこの数字が上がるような形ではまだ難しいんじゃないでしょうか。

○政府参考人(鷲坂長美君) 環境省の予算の範囲内で今回ジーエス・ユアサというところが利用したバイクが二十台ということでございまして、そういうことからこういった数字になっているということでございます。

○神取忍君 二十台ですか。これは全国的にやって二十台ですか。

○政府参考人(鷲坂長美君) これはモデル事業でございまして、このジーエス・ユアサのパワーサプライという京都府と群馬県内の事業所、この二つの事業所においてやったということでございます。

○神取忍君 二つで二十台ですか、一つが二十台ですか。

○政府参考人(鷲坂長美君) 二つで二十台ということでございます。

○神取忍君 これモデル事業といっても、もう少し数があればモデル事業にならないんじゃないでしょうか。

○政府参考人(鷲坂長美君) 御指摘のことはよく分かりますけれども、なかなか予算の都合がございまして、二十一年度はこういったモデル事業を行ったということでございます。

○神取忍君 今年は何か計画はされているんじゃないか。

○大臣政務官(大谷信盛君) 是非、委員が電動バイク、バイクがCO₂を減らす環境に優しい乗り物だというんでお取り組みをしているのを私も勉強させていただきましたが、是非応援いただいで、二十台からもっとも増えるようにこれからは是非連携させていただけたらというふうに思っております。

簡単に普及の取組言わせてもらいますと、二十年の補正予算で次世代自動車等導入推進事業というのを昨年の九月まで実施をさせていただきまして。そこでは、電気自動車はもちろんですが、この電動バイク、試作車両として実証実験を行っておりまして、具体的には、郵便事業株式会社において集配バイクで電動バイクを使うというようなことをさせていただきまして。こういう見えるものでございますから、赤いもちろん郵便局のバイクです、これが電動なんだと、こういうものが世の中にあるんだと。

一台幾らするかというと、これ四十五万円いたします。いわゆるスクーター的な原付ぐらいの大きさのバイクが四十五万円。しかしながら、関心のある方にはそれが高くて乗りたくないという方もおられるので、もう少しコストを下げたいという努力を、技術革新をしていくようなこともしなければならぬし、同時に、みんなが買ってくれないと技術も向上できませんので、いろんな意味で、こういう見えるところに出して啓発をさせていただくようなことに取り組んでおります。

まだまだ足りませんが、そこは是非委員にも応援、御連携賜れますようお願い申し上げます。

○神取忍君 ということは、今年のモデル事業はまだできていないということですか。

○政府参考人(鷲坂長美君) 今年度につきましては、具体的には、何といいますが、試作車を利用するモデル事業ということよりも更に普及させていきたいと。

実は、電動バイクでございますけれども、現在、国内での普及状況ということは、大手のバイクメーカーにつきましてはまだ電動バイクの製造販売を行っていないというようなことがございまして。したがって、地球温暖化対策の技術開発事業というのがございまして、例えば電動バイクの試作車をユーザーと一緒に使って利用して、そして走行データを収集して製品へフィードバックさせる、こういうような技術開発事業を予定されて

せていただいております。

○神取忍君 今、大手がされてないとおっしゃいましたが、大手のスクーター型の電動バイクが今年十二月から運送業者や個人事業主を対象にリース販売を始めます。この電動バイクは、先ほど副大臣がおっしゃったように、金額がということで、今回は原付ということで、原付機能を確保している状況で、国内でリース料も含め大体数十万円で済むということです。そういった中で、今回、電動バイクもリチウム電池を搭載して家庭用のコンセントでできます。一回の充電で約三十キロの走行が可能ということです。そして、充電器だと大体フル充電で約四時間、急速充電器だったら二十分で八〇％を充電できるそうです。

そういった中で、このような民間の取組は、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する上でまさに国が積極的に応援していく必要があると思います。環境省における電動バイクの普及をもう一度考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) まず、ちよつと整理をさせていただきます。いわゆるバイクといっても、普通の原付バイクそれから電動バイク、二つお話があったと、こういうふうになります。思っております。バイクは、かつてここで委員からの質問で、私も高校生のころバイク通学をしておりましてというふうにお答え申し上げたのを覚えておられますが、そのCO₂排出という意味でも、あるいはまた交通渋滞をある意味で緩和させるという意味でも一つの有効な手段だと、こういうふうには基本的に思っております。

ただ、安全性とかです。安全性というのは、事故が起きたときにどうしても、やっぱり周りに何も無いわけですから、そういったものがあつたりしますとなかなか、いわゆる自動車道とバイクでの混合の在り方という話は、そういった事故への危険という意味では普通の自動車よりはるかに大きいと、こういう問題点も同時にあるわけがあります。ですから、そういったことを加味し

ながら総合的に考えていかなきゃいけないというのが私は一点だと思います。

それから、電動に関しても、今委員が御指摘のように我が国のメーカーも着々と技術開発を行っていただいているわけでありまして、先ほど局長がお答えしましたように、環境省としても、電動バイクの普及に向けた技術支援はこれは予算措置をとらせていただいているところでございます。

そういった意味において、これは関係省庁とも連携を取りながら、少なくとも電動バイクの電気系統に関する支援は積極的に行い、あと交通体系としてこういった体系でやっていくのか、安全性を高めながらバイク、あるいはまた、さらには環境省は今一生懸命自転車という話もやらせていただいているわけでありまして、そういったことを検討してまいりたいと、こういうふうには思っております。

○神取忍君 是非検討していただきたいと思います。

しかし、電動バイクの開発というのは、日本の国力、環境面での国際競争力にも大きな影響があると考えています。というのも、台湾に本社を構える中華汽車工業が来年日本で販売を考えているこの電動スクーター、リチウムイオン電池で三時間の充電で四十キロ走行します。台湾での販売価格が約十四万です。日本の販売に際しては多少高くなると思いますが、既に走行距離、そして価格バリューも日本を上回ってしまいました。そして、台湾では、省エネ、大気汚染対策の一環として電動バイクの購入補助金制度を導入して、四年間で十六万台を普及させる計画があると聞いています。

鳩山内閣における経済成長戦略の基本方針である新成長戦略においては、政治的リーダーシップにより環境・エネルギーなど日本の強みを生かすこと、さらにアジアなどのフロンティアを開拓することによって需要からの経済成長を目指すというものです。事この生活者に密接に関連するバイ

クの分野、電動バイク、この一つを取っても既に台湾に抜かれています。日本が、そしてこの日本車が国際的なイメージを受けてしまった今こそ、日本の技術が詰まった、世界に誇れる電動バイクの普及に取り組むべきだと考えますが、大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 確かに先ほども申し上げましたように、電気系のいわゆる自動車あるいは電動バイク、そういったものに対する積極的な支援は当然行っていきたいと、こういうふうに思っております。

ただ、委員が御指摘のようにバイクという視点でどこまで強く持っていたかと、こういうことに關して言うと、おっしゃるようないわゆる電気系、電気自動車ということはよく話題になるわけでありますが、電動バイクという話は確かになかなか、今までそれほど強い意識を持って取り組んできた、こういうことはなかったのかもしれない。今後、成長戦略の中で、そういった委員の視点も御披露しながら検討してまいりたい、こう思います。

○神取忍君 それは是非検討していただきたいと思

います。また、オートバイ業界は平成十六年から自主的にリサイクルシステムを開始しています。また、ハイブリッド車の開発も始まっています。このようにオートバイは、排出ガス問題にとどまらず、温暖化、リサイクル問題にも幅広く対応しています。自動車より仕組みがシンプルであることもあり、若者のみならず広く環境学習の教材としても利用する価値が大きいと考えられますが、いかがでしょうか、お答えいただきたいと思

います。○国務大臣(小沢鋭仁君) 今おっしゃっていたように、環境負荷の少ないものが普及していくという意味においては、環境教育、環境学習の教材としてもあり得るものだと、こういうふうには思っております。

○神取忍君 是非、本当にバイクの場合は排気量も少なく、そして渋滞の中でも移動がスムーズな

上に、駐車場スペースがコンパクトな自動二輪、オートバイの利用を促進していただきたいと私は考えております。

さて、ここで、大気汚染の問題をよりグローバルな形で、国際的な視野に立って考えてみたいと思

います。アイスランドで火山噴火し、その火山灰の影響で欧州全域で飛行禁止措置がとられたことは記憶に新しいことだと思

います。一國で起こったことが他國に影響する、大気には国境がないと、国境は存在しないということ

です。日本では、毎年大陸から飛来する黄砂の問題に悩まされております。これまで黄砂、黄河流域、砂漠等から風によつて砂じんが運ばれてくる自然現象であると理解されてきました。森林の減少、砂漠化などの影響という環境問題としての認識が高まってきたわけ

です。ところが、黄砂粒子からは土壌起源ではないと考えられる硝酸イオンなどが検出されており、飛来途中で大気汚染物質を取り込んで

いる可能性も示唆されております。こうなると、黄砂の問題は単なる環境問題というよりも大気汚染の問題として考えられます。まず、そこで、黄砂の飛来状況とその特徴、被害状況についてお伺いしたいと思

いますので、よろしく願います。○政府参考人(寺田達志君) お答え申し上げます。

まず、黄砂でございますけれども、中国の黄土高原、タクラマカン砂漠、あるいはモンゴルのゴビ砂漠などを発生源といたしまして、日本においては一般的に三月から四月に多く見られるところでございます。

環境省では、平成十四年度より実態解明調査を行っております。昨年の三月その調査結果を取りまとめたところ

でございます。その結果でございますけれども、黄砂に起因すると考えられる浮遊粉じん濃度の上昇や、委員御指摘でございますけれども、人為起源と考えられます硫酸イオン及び硝酸イオンの濃度が高くなつ

ているということが分かっております。

また、被害の方でございますけれども、一般的には視程、見える範囲ですね、この見える範囲の悪化による交通機関への影響、あるいは自動車や洗濯物の汚れなどが報告されているところでござ

います。御心配の健康影響の問題でございますけれども、環境省は平成二十年度から調査研究を行つて

おりますけれども、中国などの海外の文献からは健康影響の存在が示唆されておりますけれども、国内での知見はまだ十分ではございません。このため、引き続き国内外の知見の収集に努め、黄砂による健康影響の評価、検討を行つてまいりたいと思

ております。○神取忍君 今の状況は分かったんですけども、黄砂の実態解明について、そして黄砂対策としてこれからどのような取組が行われ、現段階ま

でどこまで進んでいるのか、お答えください。○政府参考人(寺田達志君) まず、お尋ねの実態解明でございますけれども、これは先ほど御答弁

申しましたとおり、黄砂の化学成分であるとか健康影響について調査を実施しているところでござ

います。これは引き続き実施してまいりたいというふう

に考えております。また、対策ということでございますけれども、やはり黄砂の対策ということになると現地での対策という

ことになるかと存じます。現在、中国政府におきましては、砂漠化対策の一環といたしまして、例えば勾配二十五度以上の斜面農地を森林等に

戻す退耕還林プロジェクトと呼んでおるようでございますけれども、これを通して森林面積を増加させるというようになことをや

っているということでございます。中国では、現在、砂漠化対策あるいは森林の保全対策としてかなり積極的に森林の増加ということに意を用いて

おります。現在、第十一次五年計画におきまして森林被覆率を二〇%以上にするという目標を掲

げて、それはおおむね達成したようにございます。こういった努力が現地でもされ

ていると承知しております。また、我が國も、JICAや民間等の協力を通

じまして黄砂の飛来防止に資する植林等の取組を推進しているところでござ

います。○神取忍君 その森林や砂漠の対策はもうずっと言われているものじゃないですか。今、更にや

られているものというのはあるんでしょうか。○政府参考人(寺田達志君) やはり黄砂の起源とい

うことになりまして、やはり土地表面が露出してそこから砂が巻き上がると、こういうことでござ

いますから、やはりそこはどうしても緑化対策ということになるかと思

います。なお、更に黄砂の性状の解明等が進みますと、あるいは黄砂に関連をいたしまして、例えば大気汚染防止対策と連携を

いたしまして、例えば大気汚染防止対策と連携をさせた等々の話が出てくる可能性もあろうかと思

いますけれども、そういう問題についてはなお一層の調査研究が必要ではないかと考えて

おります。○神取忍君 そういった取組をしていただいで、発生源となるとにかく国との連携、協力が必要にな

ると考えますが、その辺は大臣の認識はいかがでしょう。○国務大臣(小沢鋭仁君) おっしゃるとおりであ

りまして、先ほど局長答弁にもありましたように、いわゆる中国における発生源対策、こういったことが必要

になると思

います。環境省においては、これまでも日中韓の三か国環境大臣会合、そういった枠組みを通じて黄砂の観測、発生源対策等に対する共同研究を進めて

いるところでござ

います。今年も五月の二十二日に予定しているところでござ

います。私からもしっかりとその際にも議論をさせていただいて、共に力を

を合わせて発生源対策をしてまいりたいと思

っております。○神取忍君 黄砂問題以外にも、光化学オキシ

ダント問題や酸性雨の問題など、越境大気汚染の問題は発生源となる

国とともに解決に向けた対策を講じていただきたいことを求

めていき

たいと思

います。

ちょっとまた質問を戻らせていただきたいと思っています。

今回、大気汚染防止法や水質汚濁防止法でデー
タの改ざんに対して罰則を創設するわけですが、
ダイオキシン類対策特別措置法では罰則を創設し
ないとか、そして土壌汚染対策の遵守に対する調
査が別々に行われていたり、河川の水質事故でも
この水域はここは国、ここは県、ここは市とい
うように、いつまでたっても政権が替わっても縦割
り行政の弊害は生まれ続けています。

昨年の土壌汚染対策の改正案の審議では、V O
Cによる土壌や地下水の汚染が発生した場合にV
O Cが揮発し大気汚染につながる可能性が指摘さ
れました。そのときの答弁では、大気汚染につな
がる実例は確認していないということでしたが、
今後、こうした複数の環境媒体に立った汚染対策
も重要になると思いますが、これからの見解をお
伺いしたいと思います。

○大臣政務官(大谷信盛君) 御指摘いただきま
したように、土壌から大気汚染が生まれるようなこ
とというのは十分想定できると思いますが、た
だ、今健康被害が発生したということは把握をし
ておりません。これからそんなことがないように
科学的な知見を駆使して防止策というものをしっ
かりとつくっていききたいというふうに考えてお
ります。

○神取忍君 これは、実例は確認、把握はされて
いないんでしょうか。

○大臣政務官(大谷信盛君) 健康的被害が発生し
たというようなことが、この土から空気に汚染し
て空気から人体に影響をということは、今のこ
ろあったという、発生したということは確認して
おりません。

○神取忍君 健康被害以外ではないんでしょう
か。健康被害、健康に対して被害があったではな
く、ほかのものに関してというのはないでしょ
うか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 土壌汚染から土壌の
中の化学物質が揮発するということは十分あり得

る話でございます。そういったことは科学的に
もあり得ますし、現実問題としてもあり得るだろ
うというふうに思いますが、それによって今、日
本で健康被害が実際に生じたといった事例につ
いては私も把握していないと、こういうことでご
ざいます。

○神取忍君 それはいろいろな形で調べていくと
いうことは、調査していくことは考えられてい
くんでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) これは、昨年の土壌
汚染対策法の改正の御審議でもいろいろ御指摘
いただきました。私も、いろんなことを、地方公
共団体とも協力して、一体どうすることが起こっ
ているのかといったことは常にウオッチをしてい
きたいというふうに考えております。

○神取忍君 それはまだ報告はないんでしょう
か。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 昨年の土壌汚染対策
法の改正案のときと、それ以降、そういった事例
があったという報告は私も受けておりません。

○神取忍君 その辺をしつかりとこれからも調査
していただきたいと思っています。

環境問題というのは、とにかく横断的で総合的
な対策を考えていかないとけないと思います。
これは国会でも幾度となく討論されてきたことだ
と思いますが、改めて、政権が替わって環境問題
に対する縦割り意識がどう変わったのか、今回の
大気汚染防止法、水質汚濁防止法の改正の議論の
中で内閣において総合的な議論ができたんでしょ
うか。その辺はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) おっしゃるとおり、環
境分野は幅広い分野と関係をしているわけであり
ます。御案内のように、鳩山内閣は、縦割り意識
を排除して、お互い自分の所掌以外のことであつ
てもいわれる閣議あるいはまた閣議外のいろんな
場面でも大いに発言をしていくと、こうお互い
申合せをしてやらせていただいているところでござ
いまして、今回の法改正においても、総合的な
公害防止の取組の促進に向けて関係各省とも、あ

るいはまた業界団体や地方自治体とも十分な議論
を重ねて今回も成果を得ることができた、そう
思っているところでございます。

○神取忍君 とにかく環境問題は常に変化し続け
ています。また、今日我々が生きていく世代とい
うよりも、我々の後に続く世代に大きな影響を与
えていくものです。変化に対応し、敏速で効果的
な、それでいて民間のやる気をうせない、現実的
な妥当な方策や法の改正を望みたいと思います。

質問を終わりにさせていただきますと思います。
す。ありがとうございます。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。

私は、まず最初に、ネオニコチノイド系農薬に
ついて取り上げたいと思います。大気と水、クロ
スメディア汚染ということも言われておりますの
で、そういった関係についても非常にかかわって
くる話であると思います。

ネオニコチノイド類というのは、やはり植物や
動物体内に取り込まれますと、代謝されて化学構
造が変化し、多様な代謝産物が生まれてくるわけ
でありますし、更に懸念されることは、やはりネ
オニコチノイド暴露による胎児、小児に対するい
わゆる影響ですね、いわゆる脆弱な発達期の脳に
対する影響についても様々な研究がなされている
と。

有機燐の関係でも質問したことがありますけれ
ども、このネオニコチノイド系の関係についても
極めて危惧されるという症例が出てきておりま
すので、とりわけ、胎児期から青年期に至るまで
の脳幹とか海馬、小脳、大脳皮質などの正常な発
達に、いわゆるアセチルコリンとニコチン性の受
容体、レセプターの話でありますけれども、多様
にかかわっていると。

ニコチンが発達期の脳へ重大な障害を及ぼすこ
とについては、疫学調査や動物実験等についても
研究例が非常に多くなってきたところでありますし、それ
はある意味では周知の事実だというふうに言っ
て差し支えないと思います。ニコチンは胎盤を通
過しやすいですし、胎盤関門というところをやす

すと通過してしまうと、関所になっていないと。
母親の喫煙で胎児はニコチンに暴露されるとい
うふうにも、そういう研究例もあるわけでありま
して、やはりこういった面については綿密な研究調
査が必要であろうと私は思っておりますけれど
も。

やはり現時点で考えても様々な中毒症例が挙
がってきておりますので、人の健康に影響を及ぼ
す可能性は否めない。やはり急増している子供
の発達障害や成人のうつ病ですね、そういうこ
とも関係があるのではないかと、そういう
研究事例も多く出てきているということを考えて
まいりますと、やはり等閑視することはできな
い。やはり人の脳の高次機能への影響も懸念され
ておりますし、あるいは免疫系、その辺への悪影
響も可能性があると。この関係の農薬としての使
用量も多いですし、それに伴う暴露量の多さが危
惧されておりますが、今日、食品残留基準、これ
も非常に緩いんじゃないかと、こんなふうに考
えております。やはり私は規制を早急に強化すべ
きでありますし、必要な調査研究はしっかりと行
うことであると思います。

今日配付させていただいております食品の残留
の関係、ネオニコチノイド系の殺虫剤の関係であ
りますけれども、四番目の図でありますけれど
も、アセタミプリド、これ成分名がアセタミプリ
ドの関係でありますけれども、これに特定して考
えてまいりますと、リンゴ、ナシ、桃、ブドウ、
イチゴ、トマト、茶葉、そういったことを考えて
まいりますと、欧米、とりわけEUと比べても、
新基準、これ今年の三月に新しい基準が決ま
れたわけでありまして、極めて、EUと比べ
てもリンゴは二十倍、ナシは二十倍、桃も二十
倍、ブドウ五百倍、イチゴ三百倍、トマト二十
倍、茶葉三百倍ということで、基準が非常に緩
いということが見て取れるわけでありまして、や
はりこういった面についてはもっとも規制を
強化することが必要ではないかと思っております
けれども、これはなぜこういう状況になってい

るんでしょね。是非御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(石塚正敏君) 国際基準の関係につきましては御答弁申し上げます。

食品中の農薬の残留基準につきましては、内閣府の食品安全委員会によるリスク評価の結果を踏まえまして、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定めているところでございます。

食品安全委員会によるリスク評価におきましては、万一、一生涯にわたって摂取したとしても健康に影響を生じないとされる量として許容一日摂取量、ADIというものが設定されており、残留基準の策定に当たりましては、飲食を介して摂取され得ると考えられる量が食品安全委員会の定めた許容一日摂取量を超えることのないよう、個々の食品ごとに評価、検討を行っているところでございますが、御指摘のネオニコチノイド系農薬につきましては同様の対応を取っております。

御指摘のとおり、個々の農作物等の基準値の中には欧米諸国での基準と比べまして高く設定されているものもありますけれども、その理由としては、作物の品種、気候、天候、栽培条件、また発生する病害虫の種類等に我が国と欧米とは違いがございます。同じ農薬でも使用方法が異なることから、我が国における使用方法を反映した農作物ごとの残留試験データを用いて、その農薬を適正に使用した場合であっても農作物に不可避免的に残留し得る量を薬事・食品衛生審議会において評価、検討し、設定したものでございます。

この四番目の表にございますが、例えば今度新たに改定した基準で申しますと、例えば一番下の茶葉、アメリカは五十でございますが、我が国では今度三十としましたし、幾つかの農作物におきましてアメリカの基準を下回る基準を今回設定したのもございます。

また、残留基準が設定された農薬の飲食を介した人への暴露状況につきましては、輸入食品については検疫所、それから国内流通しているものにつきましては、都道府県等におきまして実施され

ます残留農薬検査やマーケットバスケット調査方式によりまして一日摂取量調査によって把握に努めているところでございまして、これまでの調査では、ネオニコチノイド系農薬を含めまして、流通している農作物における農薬の残留レベルは低く、食品安全委員会の定めた許容一日摂取量を下回ることを確認しておりまして、安全性の確保は図られているものと考えております。

○加藤修一君 これ、配付資料の六ページといいますが、二枚目の第六番目の図表なんですけれども、これ実際にアセタミプリドの食品から検出された例でありますけれども、リンゴ、茶葉のA、Bとか茶飲料の関係書いてありますけれども、残留基準と極めて近いということですよ。それと、これ化学物質の関係、確かにADIというのはその化学物質についてのADIであって、世の中には様々な化学物質が当然あるわけでありまして、それが足し算するあるいは相乗化するということも含めてやはり考えていかなければいけないということだと思ふんですね。

それで、二枚目の第五番目の図表でありますけれども、ブドウのアセタミプリドの残留基準値、これは5ppmでありますけれども、それを、例えばブドウ五百グラムと考えて試算してまいりますと、体重二十五キログラムの子供が食べると〇・一ミリグラム・パー・キログラムを取ることになると。一日許容摂取量〇・〇七一ミリグラム・パー・キログラム体重・一日、これを超えてしまうと。急性中毒参考量、それは一日にそれ以上食べると中毒を起こすということがある量でありますけれども、〇・一ミリグラム・キログラム体重・パー・日に達する。そういうことを考えると、かなり近い形になっちゃっているわけですよ。だから、急性中毒に近くなるということが間々あり得るという話なんです。だから、やはりこの残留基準値についてはもっと規制を強化しなければいけない。だから、日本はやはり相当私は緩いと思ふですよ、欧米と比べて、先ほど説明申し上げましたように。

こういうことを考えていくと、複合汚染の関係も考えると、それはそういう意味での対応をやつていかなければいけないというふうに考えておりますけれども、どうですか。

○政府参考人(石塚正敏君) 先ほど御答弁申し上げましたとおり、日本における様々な科学データ、また知見というものを踏まえまして、食品安全委員会の方でそうした科学的なリスク評価というものが行われております。子供についてのデータにつきましても、そうしたリスク評価は食品安全委員会の方で行っていたにいたっている。その結果に基づきまして、私どもの方でこの残留基準を設定しているところでございます。

確かに、農薬の使用方法は先ほど申し上げましたように国によっていろいろな条件が違っておりまして、その実態に即した基準設定をなされておりますが、今回もこの残留実態データというものに基づきましてこの見直しを行った、基準を厳しくしたということもございまして。

今後もしこうした様々な新しいデータ、知見というものを踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○加藤修一君 先ほど言いましたように、新基準になったとしても、この私が提示いたしておりますページ目の四番目の図表については明らかに諸外国と比べて異常に高い残留基準値であると、こう言わざるを得ないんですね。これは私はやはりしっかりと見直すべきだと改めて要求しますが、どうですか。

○政府参考人(石塚正敏君) 繰り返しになって恐縮でございますが、農薬の使用方法というものは、国によりまして対象となる病害虫の種類もまた気候、天候も様々異なっているという状況でございます。先生御指摘のように、大変人体への影響ということも考慮されるものにつきましては、この残留実態調査というものが今後とも踏まえまして、適宜専門家の意見も聴きながら鋭意対応を進めてまいりたいと考えております。

○加藤修一君 それじゃ、残留実態調査というの

はどのぐらい行われているんですか。それから、その中の中身というのはどういうことでしょうか。それについてちょっと報告ください、そこまで言うのならば。

○政府参考人(石塚正敏君) 作物の残留実態というところにつきましてお答えします。

食品衛生法に基づきまして、食品中の残留基準が設定された農薬につきましては、輸入時のモニタリング検査あるいは自治体における流通品の検査というものを食品監視の一環として実施しているところでございます。御指摘のネオニコチノイド系の農薬につきましても、食品衛生法で設定された残留基準に基づき、必要な検査法を設けて検査を実施しているところでございます。

ちなみに、最初に御指摘ございました代謝産物ということにつきましては、これは食品安全委員会の方で規制の対象にするかどうかの御議論をいただきましたが、結果のリスク評価としましては、代謝産物については残留基準の設定の必要はないということで基準の設定はされていないことから、検査は行っておりません。

ただ、食品中の残留実態につきましては、速報値ではありますが、平成二十一年度の輸入食品に対するモニタリング検査を例に挙げますと、ネオニコチノイド系農薬の一つでありますアセタミプリドについては七千五百五件について検査を行い、二例の違反を確認しているほか、イミダクロプリドにつきましては、九千五百二十四件について検査を行い、五例の違反が確認されているという状況でございます。

○加藤修一君 ちょっと聞き間違いがなければあれなんですけれども、ちょっと確認しますけれども、輸入品と言いました。

○政府参考人(石塚正敏君) はい。

○加藤修一君 国内品はどうですか。

○政府参考人(石塚正敏君) アセタミプリドの例でございますけれども、これは各自自治体から集計しますのでもっとデータは古くなりますが、平

成十六年度の実績によりますと、アセタミプリドの国内での検査では九百六件実施されておりまして、違反はゼロでございます。

○加藤修一君 必ずしもそういう調査結果じゃないくて、それを超える調査結果も当然私が質問する以上はあるわけでありまして、私はやはり、ハイリスクグループ、乳児とか胎児とか幼児ですね、例えば乳児、幼児などについては尿の検査をするとか、そういったことだっただけだと思っただけでいい。

私は、例えばそういったことについては、これは品川とか川崎とか横浜、小学校、保育園の園児、あるいは中学校生徒等々含めてそういう実態調査をすべきであると思っただけでいい。

○政府参考人(石塚正敏君) 実際、健康被害の報告例がございます場合には、食品衛生法に基づきまして医師から保健所長の方に届出がなされます。その際には、それぞれ保健所と自治体の方にいろいろな調査、疫学調査を含めましてお願いをするところがございますが、現時点まで、例えばアセタミプリドにつきましては法に基づく被害の疑い例、つまり食中毒としての事例の報告はございません。具体的にそういう報告がなされた場合にまた自治体の方とも相談をして対応を考えていきたいというふうに考えております。

○加藤修一君 今日配付している資料については、これは東京女子医科大学の東医療センター平医師の資料ですね。それから、前橋市の青山内科小児科医院の関係の話をありますけれども、三枚目の図表を見ていただけますように、これを見ていく限りにおいては確かに、どこまで報告をされているのかはまだつかんでいないわけですね。これは作ったデータでも何でもないわけなんですけれども、こういう実態があるということについてはどのようにお考えですか。

○政府参考人(石塚正敏君) 先ほど申し上げましたように、食品衛生法第五十八条におきまして

は、疑い事例も含めまして、食品等に起因する中毒患者等を診断した医師から保健所長へ報告が義務付けられているところでございます。こうした事例のありました場合には、保健所において原因の究明や健康被害の拡大防止を図るための必要な疫学調査また試験検査、先ほど先生御指摘のありましたようなそうした様々な調査というものをいう対応を取るということとなっております。

しかしながら、これまで確認したところでは、疑い事例も含めまして、こうした食中毒情報というものが法律に基づく報告というものはなされておられません。

ただ、これは群馬県の例でございましたけれども、正式な法に基づく届出はなかったんですが、いろいろな情報も寄せられた関係で、県を通じて調査を行ったことはございますけれども、はつきりとした因果関係は認められなかったというところでございます。

○加藤修一君 これ、この調査に基づいて学会における発表もされているわけですが、あえてこれは言いますけれども、これは取るに足らないデータというふうな評価なのか、それとも確認ができないからという、判断のしようがないという話なのか、どちらですか。

○政府参考人(石塚正敏君) 先ほど御答弁申し上げましたように、法律に基づく届出がなされた場合には、私ども、自治体の方に法に基づいて疫学調査それから試験検査、様々な検査ですね、そういったことを要求するわけでございますが、この法に基づく届出というものが現時点まで確認したところではないということでございますので、そうした正式な自治体に対する要求というものは現時点では取れないという状況でございます。

○加藤修一君 それじゃ、こういうこともできないという話になりますか。

原体の調査ばかりじゃなくて、分解産物の関係で、これは水溶性が非常に高い化学物質でありますから、もちろんこれは水系に流れ出ている可能性も十分考えられる。ということは、水道水の方

にも混じってきている可能性が十分考えられるということですが、そういう意味では、水道水についてはどうとらえますか。

○政府参考人(中尾昭弘君) 水道水の関係でございますけれども、厚生労働省の保健医療科学院の研究機関におきまして、水道原水、浄水における農業類の分析方法開発ですとか、検出状況に関する基礎的な調査研究を行っております。この一環として、御指摘のネオニコチノイド系農薬についても調査の対象としております。

この調査の中で、国内出荷量が多い物質の分析法の確立でありますとか、河川水における検出を確認したところでございますけれども、今得ている情報によりますと、河川水中に検出された最大濃度レベルはイミダクロプリドの一リットル当たり数百ナノグラムという水準にございまして、これは評価値と比較しても数百分の一程度であるというところで、研究機関におきましては現時点で健康影響が懸念される状況にないという評価を得ております。

厚生労働省といたしましては、水道水における農薬につきましては更に科学的知見の集積に努めてまいりたいと考えております。

○加藤修一君 それは、原体だけでなく、分解産物についても調査したということですか。どういう総合的な値になりますか。

○政府参考人(中尾昭弘君) 今回の調査、これは二十一年度の調査でございますけれども、ネオニコチノイド系農薬の中で国内出荷量が多いもの、イミダクロプリド、アセタミプリド及びチアクロプリドという三物質について調査したものでございまして、これ原体についての調査でございます。今行っている調査はこの三つについてのものであるということでございます。

○加藤修一君 いろんな生態系の中で変化していくプロセスが当然あるわけですが、原体に限らず、分解産物、この分解産物の方が毒性が強いというふうに論文等に乗っているわけですが、

ども、それを総合的に合わせた数字として考えるべきじゃないですか。

○政府参考人(中尾昭弘君) 議員の御指摘を踏まえまして、今後の水道水におけるこの農薬についての知見集積について、どういう対応がいいのかということにつきましては検討してまいりたいと考えております。

○加藤修一君 この関係の質問はここでやめますけれども、是非その辺についてはしっかりとらえていただきたいと思います。今、調査するという話がありましたんで、是非真つ正面からの調査を更に幅広くやっていただきたいことを強く要求しておきます。

それで、蜂群崩壊症候群、CCDの関係でありますけれども、このネオニコチノイド系の関係で極めて因果関係がありやしないかとかあるいは影響力があるかもしれない、そういう指摘が実はあるわけでありまして、このネオニコチノイド系については、フランス、ドイツ、イタリア、スロベニア等においては使用禁止あるいは使用の制限を行っている。特に、いち早くフランスは使用禁止という形になったわけでありまして、これも、農水省、来ておりますか、このCCDとこの関係についてはどのように、昨年だったですがね、公募をしてそれについて研究調査をしていくという話だったんですけれども、この概要について、成果の概要についてはどういう状況でしようか。

○政府参考人(山田友紀子君) 御指摘のとおり、ミツバチの大量死については大きな問題となっております。そこで、原因が究明されていないということから、農林水産省では昨年、昨年度ですけれども、みつばちの減少に関する緊急調査研究というものを実施いたしました。期間がまだ短いということから原因究明には残念ながら至っておりません。しかしながら、幾つかの事実が判明いたしております。

例えば、崩壊してしまった蜂群からでもネオニコチノイド系の農薬や寄生ダニは検出されません

でした。しかしながら、病原菌のDNAというものは検出されております。また、遺伝子の発現の解析をいたしまして、施設内で使われておりますミツバチについては高いストレスにさらされているということが示唆されております。

ネオニコチノイド系の農薬についても、影響を噴霧又は塗布することによって研究しております。当然のことですけれども、致死量以上の濃度を巣内に直接散布すれば、当然ハチが死亡して群の維持は困難になります。しかしながら、低濃度に噴霧いたしました場合には、ミツバチの健全性につきましては対照群と有意な差は見られませんでした。このような結果が得られております。

そういう結果ではございますけれども、農林水産省といたしましては、農薬の使用によってミツバチへ被害が出るということがないようにするために、まず、農薬容器のラベルに表記された注意事項、ミツバチの巣箱があるそばでは使うなど、そのような注意事項が書いてございますけれども、そのような注意事項が書いてございますけれども、その遵守、また、農薬を散布する際には散布者が養蜂家に連絡をする、又は養蜂家の方もどこに巣箱を置くかということと連絡するなどというような、農業者と養蜂家との緊密な連携を行うことということなどにつきまして引き続き指導を実施していく所存でございます。

○加藤修一君 低濃度とそうでない対照群を比べて影響がなかったという話をされましたけれども、低濃度という場合はどのぐらいのことを低濃度ということですか。

○政府参考人(山田友紀子君) お答えいたします。

致死量以上という場合は四〇ppbでございます。有意な差が見られない場合というのは四ppbでございます。四ppbで噴霧した場合には、初期に、当日ないしは翌日に働きバチの死亡が見られますけれども、群の維持については影響がないという結果が出ております。

○加藤修一君 また別の機会にやりたいと思います。

国交省にお願いですけれども、シロアリ防除処理、これについてもネオニコチノイド系の殺虫剤が使われておりますけれども、日本の主流はやはり急性毒性が比較的低い、しかし蓄積性がある、いわゆるネオニコチノイド系であります。ただ、北米、これは、シロアリ防除処理の関係については、薫蒸法とかあるいは硼酸処理法が十分定着していると。ハワイ州でもそうですよね。これがほとんど硼酸処理法が定着しているわけでありまして、この事実というのはやはり私は看過できないんじゃないかな。こういう方法があるとするならば、やはりこういった方法に転換していくことが極めて重要でないかな。硼酸というのは極めて無害性が高い薬物であります。是非こういう面も考慮して、なるべく殺虫剤という、人間にも害を与えかねないということについては予防的な原則も含めて対応することが私は望ましいんじゃないかな。このように考えておりますけれども、国土交通省、この辺についてはどうでしょうか。

○政府参考人(佐々木基君) 今先生御指摘のとおり、我が国におきましては、硼酸系につきまして極めて使用実績が低い、ネオニコチノイド系の殺虫剤の使用が極めて高いという状況にあるわけでございます。

この建築に係る、特にシロアリに係る使用制限でございますけれども、これまで、人の健康を損なうおそれがあるシロアリ防除の薬剤につきましては、例えば昭和六十一年にクロルデン類がいわゆる化審法の特定化学物質として指定されまして使用を制限された際に、その旨地方公共団体に周知を徹底いたしましたし、また、例のシックハウスの件で、クロルピリホスという薬剤につきまして平成十五年七月一日より建築材料への添加を禁止すると、そういう措置を講じているわけでございます。

このように、健康への有害な影響が科学的知見に基づきまして判明した場合には必要な規制を行ってきたところでございまして、ネオニコチノ

イド系殺虫剤につきましてこうした健康への有害な影響が判明した場合には、関係省庁とも連携を取りながら適切に対処してまいりたいと考えておりますところでございます。

○加藤修一君 硼酸のこの処理方法については、これはシロアリ駆除の関係の協会がありますよね、そこでは対象にしていけないようですけれども、これはどういう理由なんでしょうね。北米に住んでいるシロアリとこちらに住んでいるシロアリ、多少違いは当然あると思いますが、基本的には同じような行動をすると思っておりますけれども、向こうで主流であって、しかもかなり無害ということを考えてまいりますと、できるだけ無害のものをを使うべきだと私は考えますけれども、それが対象になっていない理由は何でしょうか。

○政府参考人(佐々木基君) つまびらかにお答えできる状況ではございませんけれども、硼酸性のものにつきましては、特に水溶性ということもありまして、いわゆる殺虫剤としての効きという点におきましてネオニコチノイド系殺虫剤の方が有効だということに業者の方で判断したのではないかと、というふうに聞いておるところでございます。

○加藤修一君 時間が来ましたから質問をやめさせていただきますけれども、効き目がないような言い方しましたけれども、効き目がなくなるとは北米で十分定着しているような状況にはなりません。それは効果があるから使っているわけでありまして、もう少ししっかり調査、勉強していただきたいと、そのことを申し上げまして、質問を終わります。

○市田忠義君 私は、二〇〇七年の十月二十三日の当委員会、製紙会社で起きた大気汚染などの排出基準違反あるいはデータ改ざん問題についての質問をしました。日本製紙連合会の会長が、ああいうデータ改ざんなんかはどこでもやっていると平然と聞き直っている実態を示しながら、企業の自主的努力に依存しているだけでは防止できないと、法令にデータ改ざんの罰則を設けるな

ど、現行の不十分な法令の見直しを行って人の健康や生活環境を守っていくべきだと、そういたしました。また、二〇〇八年三月の委員会でも罰則の検討について求めました。

今回、ようやく測定データの未記録や改ざんに対して罰則規定などが設けられたと、これは一歩前進だということに思います。

しかし、あれだけ騒がれたのに、私が委員会を取り上げた以降もデータ改ざんなどが後を絶ちません。今年の一月、三菱化学四日市事業所で工場排水の汚水値改ざんが起きました。

そこでまず、この三菱化学四日市事業所の事件について伺います。

私、現地に赴きまして、三菱化学四日市事業所と、その子会社の分析会社三菱化学アナリティック、そして四日市市当局から話を聞いてきました。確認したいんですが、この事件は、子会社の人からの内部告発により明らかになった、事業所の工場排水検査データが国や県の基準値を超える数値だったが、分析を委託している子会社、これは三菱化学が一〇〇％出資している子会社ですが、これに対してデータの数値を基準値以内にするように指示し、改ざんしたと。間違いありませんか。

○政府参考人(鷲坂長美君) 今回の三菱化学の件につきましては、議員御指摘のとおり、子会社の内部告発により発覚したと承知しております。

○市田忠義君 大臣にお伺いしますが、この企業は改ざんのやり方が大変悪質なんです。親会社は分析会社に基準値を超えた測定データを基準値に適合した別のものに置き換えさせたり、偽装してデータなしとさせたり、再測定させて最初のデータは削除させたりして。環境への排出量などを把握して届け出るPRTも事業者の自主的な管理が前提になった制度ですが、このデータに偽りがあれば信頼性が揺らいでしまうわけで、今回の事案はこういう制度の根底を揺るがしかねない私は大問題だと思うんですが、大臣の認識はいかがでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) いや、本当にそうした不正はあり得ないことで、今、市田委員の方からその手法に関しても御披露がありましたけれども、今回の改正は、罰則の強化を含めてそういったものに対応するためのものでありますけれども、そうした手の込んだいわゆる手口等々も今後しっかりと検討して、法の運用の過程で対応も考えていかなければいけないと、そう感じていたところでございます。

○市田忠義君 身内が身内を検査するということが出来れば、これは甘くなつて、ごまかすことは容易で不正も起きやすいと思うんです。

これらを監視する地方自治体の対応にも私は問題が多いというふうに思います。一月二十二日に県や市は立入検査を行いました。にもかかわらず、その後の社内調査で、二月の十二日、二月二十二日に新たな改ざんがあったことが分かりました。立入検査に入つて見抜けなかった県や市の責任は重いんですが、国は大气についても水質についても立入検査マニュアル策定の手引を作成してあります。

四日市市に伺いましたら、三菱化学側には超過した元データはなく、分析会社側にしか元データはないと。今回は内部告発があったから分かったものの、こんな状況を放置したまま法改正されたとしても不正は見抜けないと四日市市当局はそう言っていました。

検査で元データと報告書のデータがチェックできるような事業所に元データを置くようにするべきだというふうに思いますが、環境省、いかがですか。

○政府参考人(鷲坂長美君) 今回、記録の保存、こういったことを考えているわけでございまして、そういった記録保存の環といたしまして、元データ、原簿、こういったものも保存の対象にしていきたいと考えております。

○市田忠義君 これ、やっぱり見抜けなかったのは、本来事業者にある元データが子会社になかなかチェックができなかったということに大きな

要因がありました。だから、証明書などだけではなくて、元データを添付するか、子会社にも立入検査ができるようにする必要があるというふうに思います。

そこで環境省にお伺いしますが、測定や記録が適正に実施されているということは大前提だと思ふんですが、それだけに自分の会社や子会社などだけにサンプルの採取や分析を任せるのではなくて、公平中立な公的機関、第三者機関が行うようにすべきだというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○政府参考人(鷲坂長美君) 現在の大气污染防治法も水質汚濁防止法も、基本的にはそれぞれ排出基準を守ると、そのために各事業者においてそのデータを測定をいたしまして、それを保存すると、こういう構造になっております。

そういった中で、企業の方から例えば委託業者に測定を委託するというような例もあるというふう聞いておりますけれども、そういったものがきちつとされるように、今回の法改正におきまして、記録の保存、そして先ほど申し上げましたけれども元データの保存、こういったことをきちつと対応していきたいと、そして、そういったものを対応していただくことによつて地方公共団体が事業者の方に立入検査したときにはきちつとチェックできる、こういった体制を取るよう努めていきたいと考えております。

○市田忠義君 私、ちよつと認識が甘いと思うんです。やっぱり要は、データの信頼性、信頼性を確保するために公平中立な公的機関でクロスチェックをして、不正をなくすることが大事だと思うんです。

大臣にちよつとこういう事例を紹介して認識を聞きたいと思うんですけれども、二月五日にこういうことが起きました。四日市市が三菱化学四日市事業所へ指導強化を発表した直後、事業者を指導する市の環境部長や市職員八人が四日市事業所の担当者らと飲酒を伴う懇親会に同席していたと。市職員倫理規程では利害関係者との会食は禁

止をされています。二月十日付けの中日新聞を見てもみますと、市長はこう言っているんです。タイミングが非常に悪かつたと、誤解を招き申し訳ない、今後の在り方は見直しを含めて検討したい、市職員倫理規程にかかわつては現時点で判断しかねる、状況を精査した上で対応を考えたいと。

タイミングが悪かつたというのんびりしたことと言っているわけですが、こんなことがあつていいのかと私は思いました。市民感覚とは非常にずれがあると。これでは行政と企業の癒着があると見られても仕方がないと思うんですが、こういうことを許していいのかと。

○政府参考人(鷲坂長美君) 経済産業省の方から嚴重注意と事故の再発防止対策について指示を受け、そして加古川製鉄所がその再点検を実施して、そこで排出基準超過、測定データの不適切な取扱い等が発覚したと承知しております。

大臣、こういう事態についてどのようにお考えでしょう。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 先ほどの質問の中でも、いわゆる見抜いていくためにはある意味では日ごろからのコミュニケーションも必要だと、そういう話もありました。ですから、そういった意味における工夫は必要な部分もあるんじゃないかと、飲食を伴う話が、ましてやそういった市の職員の倫理規程にそういったものはあつてはならないと、そういう規程がある上にそういうことが行われるということはあつてはならない、そういうことだと思ひます。言語道断だと思ひます。

○市田忠義君 本場に私も言語道断だと思ひます。こんなことでは、環境保全に対する意識が希薄な企業に自治体が環境保全とコンプライアンスを遵守させるということなどは到底できないと。私、もう一つ、神戸製鉄所の加古川製鉄所とそれを管轄をしている兵庫県、それと加古川市に向いて話を聞いてきました。

神戸製鉄所の加古川製鉄所で、これは五年前だと思ひますが、測定データの未報告、データの改ざん問題が起きました。これは製鉄所内の設備事故、火災などが多発したために、経済産業省の原

子力安全・保安院から嚴重注意と再発防止の徹底などを求められて、それがきっかけで事件が明らかになったと。これ、間違いありませんか。

○市田忠義君 加古川製鉄所は、測定器のペンを浮かせてチャート記録を中断、チャート記録の書換えなどをやつたと。それだけではありません。記録紙の張り替え、校正モード切替え、再測定値採用、コンピューターの書換え、果てはプログラム改造。ありとあらゆる悪質な手法で測定データの隠ぺい、改ざん、捏造をしかもこれ三十年近くやつてきたと。驚くべき事態であります。

○市田忠義君 巧妙な手口でなかなか見抜けなかったというのですが、大臣にお伺いします管理職も了解して三十年近くこういうことが行

われてきたということを考えますと、本当に悪質極まりない会社ぐるみの不正だということが浮き彫りになってきていると思うんですが、神戸製鋼所がこういう不正を行ってきたことについて、大臣、どうお考えでしょう。

○国務大臣(小沢鋭仁君) ちよつと今具体的な事例を細かく承知しておりませんでして、今、市田委員から話を聞いて、ううむと、こううなつて聞いているわけでありまして、三十年と、こういう話、なおかつ管理職も了解をして会社ぐるみと、こういう話は、大変不勉強で申し訳ありませんが、私の想像をはるかに超える大変な事件だったんだと、こう思いますし、ましてや、そういう話がもしかしらばかにも発見されないものであるかもしれないと、こういうことも考えれば、今回の改正またきつかけに、本当にこの対応をしつかりやっつけていかなければいけないと、こうも思っています。

ただ、鷺坂局長が答弁もしたように、巧妙な手口になっている中で、こういうふうによつたらしいのかということ、ただ頑張りますという精神論だけではなくて、相当やはりこちら側も知恵を使ってやっぱり工夫をしていかなければいけないと、こういうふうにも思っています。

○市田忠義君 分厚い神戸製鋼所からの報告書もありますから、是非、どんな手口でやってきたかというのはいく読んできていたきたいと思えます。

この事件が起きて、兵庫県、加古川市と神戸製鋼所は、従来の公害防止協定を全面的に見直して、環境保全協定を策定しました。具体的には、排出基準の超過などの違反、虚偽報告があれば市や県が勧告なしに操業短縮や停止を指示できる、また住民代表が参加する環境保全協議会を設けて必要に応じて立入調査もできる、このほか、情報公開の拡大、地域への説明会の開催などを盛り込んで、対策後の実施状況も報告、公表されるということになりました。国も今回の法改正で改善

命令や一時停止、罰則の適用などを盛り込まれたわけですが、これは環境省、お伺いします。これによつて、今後このようなことは起きないというふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(鷺坂長美君) いずれにいたしましても、実際に公害防止管理者の方、それからあと担当の方がそういった排出基準超過のデータを見たとときにすぐに社内でも報告できると。以前、罰則がない時代におきましては、それは単なる、何と云いますか、義務規定ではございますけれども、そういった規定にすぎなかったと。今回は罰則を付けるということで、すぐに個人のほうも報告したりとかそういうようなことでかなりの抑止力になるのではないかと期待しております。

○市田忠義君 まあ一定の抑止力になるというお話でした。

同時に、こういう問題もあります。これは別の委員からも質問がありましたが、地方自治体は行財政改革の中で人員も予算も削られて、経験豊富な公害防止担当者も退職して、公害防止管理体制というの今は弱体化しています。これは環境省自身が二〇〇七年度に行ったアンケート、これを読んでみますと、職員数が減つた上、業務は増えていると、そういう自治体職員の過酷な現状がうかがえます。国民の健康と安全、環境を保全するためにも地方自治体が効果的な公害防止対策を取れるように国は適切な支援をやるべきじゃないかと。別の委員の先ほどの質問では、人数を増やすことはできない、それは自治体がかかることだ、まずは質を高めることだと。

これは命や健康にかかわることなので、特に一般論じゃなくて、私、これは答えてほしいと思うんですが、環境省が委託して今年三月に作成された報告書を見てみますと、地方環境研究所についてこういうふうにも規定しています。地域住民の安全、安心を科学的側面から保障する機関だと、こう自ら述べておられるわけですが、市民の健康と安全を守るためには地方環境研究所を維持強化するために国としての支援を検討すべきじゃないか

と。ただ質の向上とだけ言っていないで、かつ地方自治体任せにしないで、そういう方向に乗り出すべきじゃないかと。いかがでしょう。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 地方環境研究所の重要性に関しましては、まさに今、市田委員がおっしゃったような認識を環境省として持つて表明をしているところでもあります。

ただ、人員の増員とか、環境省として、いわゆる国として一定のいわゆる支援はできないのかと、こういうことも含めてであります。結論から申し上げますと、現時点で具体的な方策を考へておるわけはありませんが、また内閣の中で協議をしたいと、こういうふうにも思います。

ただ、一方で、いわゆる地方主権の推進、こういう話を言い、同時に、できれば、御案内のとおり、地方支分部局も鳩山政権の基本方針は原則廃止と、こういう話の中で進めているところもござります。ですから、その分、いわゆる財源措置、税財源を含めてしっかりと一括でお渡ししたいとこう思っておるんですが、そういう方針もある中で、国と地方の役割を含めてよく内閣で協議をしたいと、こう思います。

○市田忠義君 これが地方主権だとすれば、国の責任の放棄だと私は率直に指摘しておきたいと思えます。

時間が来ましたので、あと一問だけ。

先ほど紹介した三菱化学の四日市事業所、これは、有害物質が事業所の外へ出るのはい止めろと口酸っぱく言いながら実際にはそういう体制になつていなかったと。神戸製鋼所もこう言っているんですね。違法性は認識していた、しかし環境保全よりも操業を優先してしまつたと、なかなか正直だと思ふんですが、報告書の中でどう述べています。

こういう環境より企業の利益を優先させて、私は企業ですから利潤を追求するのは当然だと思ふんですが、それは否定しません。しかし、人間の命や健康にかかわるような問題を無視して利潤追求第一主義になると、これはやっぱり許されないと

し、一定の規制とそういうことをやめさせるという国の指導が必要だと思いますが、この点についての大臣の認識を伺つて、質問を終わります。

○国務大臣(小沢鋭仁君) やっぱり環境に対する意識をどれだけ高めていくかということが重要だろうと、こういうふうにも思います。ですから、そのためには、まず環境の問題の様々な、これは温暖化もそうでありまして、この問題の水や大気、土壌の問題もそうでありまして、そういった問題をもつとクローズアップして、しっかりとまず国民の皆さん方にお知らせをしなければいけない。

さらにはまた、いわゆる地方の人員を何人採用するか等々までは国はなかなか指図はできないと、こう思いますけれども、いわゆる地方に国が出向いていろいろな例えばシンポジウムを行うとか、あるいはまた企業とそれから住民の間に立つて、とにかく地域ぐるみでいろいろな環境の取組をしていくことの支援だとか、そういったことは国がやってもおかしくないだろうと、こう思いますので、そういった意味で、環境問題に対する意識を高めて、それに対する行動のアクションを起させるようなそういったきつかけをしつかりやっつけていかなければいけないと、こういうふうにも思っています。

○市田忠義君 終わります。

○委員長(山谷えり子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、松野信夫さんが委員を辞任され、その補欠として米長晴信さんが選任されました。

○川田龍平君 環境基準は、環境基本法において、「常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない」とされており、排出基準についても必要に応じて改定が求められます。特に水質汚濁に係る環境基準の健康項目については、未然防止の観点からは十分な目標となつていないとの懸念が指摘されています。命を

守るといふ観点からも環境基準の適切な見直しは重要な課題だと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 御指摘のとおり、環境基準は環境政策の最も基本であるというふうな認識であります。

水質汚濁に係る環境基準の健康項目の見直しに当たりましては、各項目の毒性情報等の知見及び水環境中での検出状況、生産、使用等の実態を踏まえ各項目の取扱いを判断しているところでございます。今継続的に中央環境審議会と審議を行っておりますのでございまして、先般も1・4ジオキサンなどの環境基準を追加したという状況でございます。

今後も、引き続き必要な知見の収集と蓄積、さらには項目の見直し等の検討を行い、適宜環境基準の見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

○川田龍平君 この昨年の十二月に出されました、今後の水環境保全に関する検討会で、今後の水環境保全の在り方についての中間取りまとめが出されました。水環境保全について、健康項目については未然防止の観点から十分な目標となっていないと懸念されているんですから、今後もやはりこの環境基準の見直しをきちんとしていっていただきたいと思っています。

水質汚濁防止法第三条の第一項では、排水基準は、排出水の汚染状態について環境省令で定めるとされており、汚染状態の後の括弧書きで、熱によるものを含むとされています。

排出水の熱による汚染状態についての排水基準、すなわち温排水についての排水基準は昭和五十年ごろに検討されましたが、いまだに導入されていません。昭和四十五年の十二月十日の衆議院商工委員会における水質汚濁防止法案に対する附帯決議では、「熱による排出水の汚染に関する排水基準をすみやかに定めるよう努めること。」とされていますが、当時の検討状況と導入に至らなかった理由について伺いたいと思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 温排水の問題にかかわる排水基準の検討でございますが、これは御指摘のとおり、国会での決議も受けて、環境省では様々、当時はまだ環境庁でございすけれども、様々な検討が行われました。また、昭和五十年には、当時、中央公害対策審議会の場においてもいろいろ御検討をいただいたわけでございます。そういう検討の中で、公共用水域におきましては、地域によつて水温や海流が違ふ、あるいは生息する生物等が異なると、こういったことから、全国一律の温排水に係る排水基準を設定するというのはいろいろな課題があるということで、現在までのところ設定されていないという状況でございます。

なお、御承知のとおり、発電所からの温排水につきましましては、環境影響評価手続を通じて、事業実施区域及びその周辺への環境影響の調査、予測、評価が行われており、環境影響の回避、低減が図られているというふうに認識しているところでございます。

○川田龍平君 昭和五十三年六月二日の参議院の科学技術振興対策特別委員会における原子力基本法改正案の審査では、昭和四十五年の附帯決議から七年半が経過していまだに基準が確定していないということはこの決議との関係でも非常に重大だということに、この五十三年の参議院で指摘されています。

当時の環境庁の水質保全局の水質規制課長は、早期に排水基準が決定できるよう努力してまいりたいと答弁していますが、この努力はやめてしまったと理解してよろしいのでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 五十年の中央公害対策審議会の取りまとめも受けまして、それ以降、いろいろな検討は続いているというところでございす。全国の一律規制を導入するには克服すべき課題がまだまだ残されている、こういう状況だというふうに認識しております。

○川田龍平君 何度も質問をしています山口県の上関原発の建設予定地周辺の海域では、温排水に

よる生態系への影響が懸念されています。生態系への影響を考慮した排水基準については例がないわけではなく、平成十五年の十一月に水生生物保全の観点から全重鉛についての環境基準が設定されたことを受けて、平成十八年十一月に重鉛含有量にかかわる排水基準が強化されています。

水生生物保全の観点から規制するため、この温排水についても排水基準を作るべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○副大臣(田島一成君) 御指摘をいただいております温排水の排出基準につきまして、上関原発でのこの周辺海域から生態系への影響が懸念する声は私どもの方にもちようだいをしているところでございす。ただ、全国一律に温排水の排出基準を設定するといふと、それこそ海流でありますとか、その地域の生態系、また生息する生物の状況等々もなかなか一概に同じような一つの基準といふものを当てはめることが適当かどうかという点についてはまだまだ課題が実はあるうかというふうに思います。

問題の認識は持ち合わせてはおりますものの、なかなか全国一律という点については困難ではないかというふうに考えているところでございす。

○川田龍平君 この排水基準にかかわる条文にわざわざ「汚染状態(熱によるものを含む)」と明記してあることで、昭和四十五年の附帯決議もありながら、昭和五十三年の委員会での議論もありながら、今日に至つても排水基準が策定されておらず、四十年もの間掛かっているわけです。一体何をしてきたのかということですので、環境アセス法も十年前に制定されたわけで、それまで三十年もあつたわけですね。

しかも、四月十三日の環境アセス改正の委員会での市田委員や私の質問に対する答弁でも、この温排水の影響についてきちんと取り組むという姿勢が見られなかったところもあつて、是非この温排水についての排水基準策定を政治主導で早急に実現してほしいと考えますが、大臣の決意を伺い

たいと思います。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 今、田島副大臣からも答弁をさせていただきましたように、全国一律の基準作りというのはなかなか困難だなど、こういうふうな認識は持つておるわけであります。川田委員がおっしゃるように、こういったまず被害が出ているのか、あるいは懸念をされているのか、それを徹底的に調査をさせていただいて、そして、その必要が認められるということであれば最大限の努力で基準作りに励んでまいりたいと、こう思います。

○川田龍平君 ありがとうございます。是非よろしくお願いいたします。

次に、地下水の問題に移ります。地下水は、飲用や農業用など広く利用されており、いったん汚染されるとその回復が困難であるため、この汚染を未然に防止する必要があるとす。水質汚濁防止法でも、特定地下浸透水の浸透の制限や地下水の水質の浄化に係る措置命令などが規定されていますが、この地下水汚染はいまだに発生しています。こうした汚染事例の原因を究明して地下水汚染の未然防止を図るべきだと考えますが、今後の方針を伺います。

○大臣政務官(大谷信盛君) もう委員おっしゃるとおりでございます。自治体通じての調査なんかいたしますと、いまだに続いております工場、事業場、これ何で起きたのかをおっしゃるとおり原因を究明し、それを当てはめることで制度的に未然防止ができるようなものを是非考えていきたいと考えております。

○川田龍平君 是非よろしく願ひいたします。水に関する国連ミレニアム開発目標では、二〇一五年までに安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減するとされています。この目標達成のため世界の水問題解決に積極的貢献する必要がある、特に中国を始めとするアジア地域の水環境の改善のための取組が重要だと考えますが、方針を伺います。

○大臣政務官(大谷信盛君) これもありがとうご

ざいます。

水、大事だということで、大臣から指示をいただきまして、環境省の中にも水全体の政策を考える水環境戦略タスクフォースというのを立ち上げて、今鋭意議論を重ねておるところでございます。

具体的なアジアに向けての取組でいいますと、水質汚染をなくしていくための技術やノウハウみたいなものを、排水処理施設にかかわるようなことを伝授し、向こうのお金で新しいものを五か所今設置される予定となっております。

それから、あと水のことと言うならば、環境経済成長ビジョンにおいては、環境省は水ビジネスというのを一つ柱を挙げてお訴えをさせていただいておると、それから今後の水環境保全の在り方の検討会でも水の政策にかかわる取組をしつかりとしていくんだということで、どんなことが環境省、そして政権としてできるのか、議論させていただいておるところでございます。

○川田龍平君 東南アジアの政府の間でのネットワークをつくってこの水のガバナンスについても取り組んでおられるかと思いますが、そういった国際的な水環境の保全のためには是非日本がリーダーシップを発揮して、イニシアチブを発揮してやっていただきたいと思ひます。

そして、次に環境省にお伺いしますが、PM二・五の環境基準設定と規制の在り方について、昨年九月にこのPM二・五の環境基準を設定し、今後モニタリング体制の整備及び対策の実施に向けた検討を行うとしております。特に削減対策の在り方の検討については、平成二十二年年度から新たに行うとしておりますが、対応が少し遅いのではないかと考えています。環境省は、PM二・五の規制が多少遅れてもPM一〇の既存の規制に間に合うという認識なのでしょうか。

今後検討される規制内容について、どのような削減対策があり得るのか。PM一〇についてはこの大気汚染防止法の単体規制、自動車のNOx・PM法の車種規制や交通量対策が行われています

が、PM二・五についても同様の規制が行われると考えてよいのでしょうか。

○副大臣(田島一成君) 微小粒子状物質、今御指摘いただきましたPM二・五の対策につきましましては、まずは大気汚染の状況をしっかりと把握をしていくためにまず全国的な監視体制、測定体制の整備が必要だというふうに考えておまして、今年度から三年間を目途といたしまして整備が図られるように今取り組んでおるところでございます。

また、このPM二・五の発生源につきましましては、工場や自動車といった人的起源だけではなくて、土壌でありますとか火山などのこの自然起源など非常に多岐にわたっておりまして、また大気中にある化学反応等々を起こして発生するでありますとか、また大気中のその動き、挙動についても非常に複雑な状況にありまして、まだまだ解明が十分に行っているかと言えは十分ではないと言わざるを得ない、そんな状況にあります。

それだけにこの科学的な知見の集積をしつかりと図っていくということ、これまで実施をしてまいりました粒子状物質全体の削減対策を着実に進めるとともに、PM二・五については、大気汚染状況の把握、そして科学的知見の集積によりましてまずはこの汚染メカニズムの解明にしっかりと努めていかなければならないと考えております。それだけに専門家の皆さんの意見も伺いながら、より効果的な対策が取れるように検討を進めていきたいと思います。

○川田龍平君 これは具体的にはいつごろまでにと考えてでしょうか。ちよつと追加で済みません、いつごろまでに。

○副大臣(田島一成君) モニタリングにつきましましては三年後、三年間で実施をしてまいりたいと思ひますけれども、こちらのメカニズムにつきましましてはなかなか科学的な知見が集積十分だという状況にはございません。できる限り、いつまでとはなかなか申し上げられないのが申し訳ないんですけれども、しっかりとスピードを上げて対応でき

るように頑張りたいと思ひます。

○川田龍平君 ありがとうございます。

大気に排出される有害気体には超微小揮発性有機化合物が含まれていることは明らかです。それらによつて健康被害があるかどうか当初は分からない場合もあると思ひますが、この未然防止の観点から揮発性有機化合物、VOCについては罰則を含めた規制が必要だと考えますが、見解を伺ひます。

○政府参考人(鷲坂長美君) 揮発性有機化合物、VOC対策でございます。

VOC対策ということで、VOCの排出量が多い施設につきましましては、法に基づく排出規制、それから事業者の創意工夫による自主的取組との組合せと、こういう枠組みで対策は進んでいるところでございます。ばい煙等の規制の体系とは異なっているということでございます。

これは、VOC対策といたしましては、排出基準が適用される排出口だけからの発生だけではなくて、排出口以外からの発生源の排出、こういったものがかなりあるわけでございまして、こういった排出口及び排出口以外の発生、こういったところを総合的に取り組む必要があるということで、実際の規制の体系も、排出口の基準違反につきましても、ばい煙のように直罰ではなくて改善命令に違反した場合に罰則が適用と、こういう方式を採用しているところでございます。

それと、あと、またもう一つ申し上げますと、このVOC対策、平成二十二年年度までに平成二十二年年度と比較して三割減ということでやってきておりますが、平成十九年度末の量は二三割削減を達成してきておりますので、現行、直ちに直罰規定とか、あるいはそういった罰則の強化が必要な状況ではないのではないかなというふうに考えております。

○川田龍平君 次に、アスベストの除去工事における監督強化と罰則強化についてお尋ねします。三月三十日の衆議院環境委員会において、田島副大臣は江田委員のアスベスト規制についての質

疑に対し答弁されております。

その中で、アスベストを建築物から除去する際に大気汚染防止法に基づいて事前に都道府県知事に届出をすることとしておりますが、実際には届出をしないで除去している事例があります。工事期間中に労働基準監督署などが監督に来ることなどはほとんどないからです。届出をしなかった場合や虚偽の届出をした際の罰則はあつても、監督強化がなされなければ罰則は名ばかりのものとなつてしまふのではないのでしょうか。

また、アスベストを含む廃棄物については厳密な基準の遵守を求めていると答弁されております。しかし、アスベスト除去と周辺環境との乖離、集じん機の設置、防じんマスク、作業着などの着用など作業基準が設けられているものの、作業基準の遵守義務違反に直罰がありません。答弁では命令違反などに対する罰則も規定しているとしていますが、手抜き作業を監督者が発見した場合は罰則がなく、そこから知事の作業改善命令がなされ、それに違反した場合に罰則となるというワンクッションがあり、罰則規定が機能していないのではないかとありますが、いかがでしょうか。

○副大臣(田島一成君) これまでのアスベストの解体業者、そしてまた自治体の職員等に対しての取組といたしましては、全国の主要都市、まだまだすべての自治体でという、都道府県でということまではいつていないんですけれども、石綿飛散防止セミナー等々を開催する、また適正な届出をきちつと促していくためのパンフレットを製作し配布をするなどの、法令遵守ののつとつたような形で万全の対策が取られてきたというふうには認識をしております。

今御指摘をいただきました届出義務違反につきましましては、平成二十年度のデータでございますけれども、地方公共団体によつては、東京都で一件の告発が行われたところでもありまして、今後も引き続き自治体とは連携をさせていただきながら、法令遵守の徹底など、大気汚染防止法に基づ

いた適正な措置が講じられるように事業者に対して指導はしていきたいと考えているところであります。

また、作業基準の遵守義務違反につきましては、過去五年間、平成十六年から平成二十年度の五年間において、作業基準適合命令の件数は十二件ございましたけれども、適合命令違反による告発の事例というものはゼロ件でございます。一定必要な改善が行われているというふうには認識をしております。したがって、直罰は現段階では必要ではないかというふうに認識をしております。

○川田龍平君 是非このアスベストの問題についても、やはりこの最初の段階で結局ちゃんとした届出がされないで被害が起きてしまうという可能性もありますので、是非この点について、アスベストの問題について、更なる規制の方をしっかりとっていただきたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。

ありがとうございました。終わります。

○委員長(山谷えり子君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようです。これより直ちに採決に入ります。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山谷えり子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、有村さんから発言を求められておりますので、これを許します。有村治子さん。

○有村治子君 私は、ただいま可決されました大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党・改革クラブ、公明党、日本共産党及び新党改革の各派並びに各派に属しない議員

川田龍平さんの共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、測定記録の改ざん等を防止し、排出基準の遵守を徹底させるためには、地方公共団体職員による効果的な立入検査の実施が求められることから、事業者に対する適切な検査や指導が行われるよう、地方公共団体職員への充実した研修の実施等、体制整備の支援に努めること。

二、公害防止の自主的取組が事業者の責務として積極的に行われるよう、公害防止管理者制度の充実・活用や事業者への普及啓発等を行うとともに、事業者による測定データの公表・開示の推進を図ること。また、小規模事業場等も含め、事業者の自主的取組を促進するため、税制の優遇措置の拡充等、インセンティブを与える仕組みの導入や必要な支援策を検討すること。

三、水質汚濁防止法の指定物質については、人の健康や生活環境に係る被害の未然防止の観点から、幅広く指定するとともに、科学的知見を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うこと。また、近年、水質事故件数が増加傾向にあることから、事業者による事故の原因究明や再発防止について、適切な指導が行われるよう努めるとともに、事故そのものの減少を図るため、効果的な未然防止対策の在り方を検討すること。

四、大気汚染防止法における揮発性有機化合物や特定粉じんの濃度の測定記録義務違反に対する罰則についても、今後の光化学オキシダント対策の進捗よく状況等を踏まえ、必要に応じて検討を行うこと。また、ダイオキシン

類対策特別措置法における測定結果の改ざん等についても、罰則の必要性を検討すること。

五、環境問題が多様化する中で、公害問題に対する危機意識を希薄化させることなく、越境大気汚染対策や地下水汚染対策等、大気環境や水環境における諸課題について、今後も着実に対応を進めること。また、水行政の在り方について、総合的に検討すること。

六、蜂群崩壊症候群との関連性が指摘されている農業については、残留農薬対策のみでなく、水質汚濁等による人の健康や動植物への影響を防止することも重要であり、人への健康影響や生態系への影響などに関する調査研究を進め、その結果を踏まえ、適切な対策を行うこと。

七、環境基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされるべきものである。排出基準とともに、子どもへの健康影響等も十分に考慮し、対象の追加や数値の見直しを適切に行うこと。また、有害大気汚染物質や要監視項目等についても、対象の追加や更なる環境基準の設定等の積極的取組を推進すること。さらに、個別の環境媒体ごとの規制のみでなく、環境総体としての統合的な環境管理の在り方を検討すること。

八、本年が国連の国際生物多様性年であること、また、我が国が生物多様性条約第十回締約国会議(COP10)の議長国であることにかんがみ、生物多様性の確保のために生態系保全に係る環境基準の策定に向けて関係法制等についても検討を行い、その結果を踏まえ、適切な対策を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山谷えり子君) 全会一致と認めます。よって、有村さん提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小沢環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小沢環境大臣。

○国務大臣(小沢鋭仁君) ただいま御決定いただいた附帯決議の御趣旨を踏まえ、政府として適切に対応してまいります。

○委員長(山谷えり子君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山谷えり子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山谷えり子君) 次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小沢環境大臣。

○国務大臣(小沢鋭仁君) ただいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律につきましては、これまで不適正処理対策を内容とする規制の強化を行ってきたところですが、巧妙かつ悪質な不適正処理は依然として後を絶たず、また、廃棄物処理に対する不信感から廃棄物処理施設の立地が進まないといった悪循環が依然として根強く残っております。一方で、廃棄物の再生利用が進んできているものの、排出抑制や焼却する際の熱回収は不十分な状況にあります。不適正処理の悪循環を早急に断ち切ることににより、廃棄物処理に

対する国民の信頼を回復しつつ、長期的な廃棄物の適正処理体制を構築することは、循環型社会づくりを進める上で不可欠です。これらの課題に対処するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化についてであります。

排出事業者による不適正保管を未然に防止するため、産業廃棄物を排出する事業者は、事業場の外において当該産業廃棄物の保管を行うとするときは、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならぬこととしております。また、不法投棄の件数で約七割、量では約九割を占める建設系廃棄物について、事業形態が重層化、複雑化し、処理責任の所在が不明確になっている建設業の実態にかんがみ、元請業者を一元的に排出事業者とすることとしております。

第二に、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化についてであります。

廃棄物処理施設の適正な維持管理を確保し、施設に対する住民の信頼を醸成するため、廃棄物処理施設に対し、都道府県知事の定期検査、及び施設の維持管理情報についてインターネット等による公表を義務付けることとしております。また、許可を取り消された最終処分場について、その許可を取り消された者に対し引き続き維持管理を義務付けるとともに、当該維持管理を行う者及び維持管理の代執行を行った都道府県知事は、その最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができることとしております。

第三に、不法投棄等に対する罰則の強化についてであります。

不法投棄等の不適正処理の未然防止と被害の拡大防止を図るため、法人の従業員等が不法投棄等を行った場合の法人に対する罰則を三億円以下の罰金に引き上げるとともに、立入検査の対象を土

地所有者その他の関係者、車両その他の場所にもで、措置命令の対象を基準に違反した収集運搬、保管にまで、それぞれ拡大することとしております。

第四に、廃棄物処理業の優良化の推進についてであります。

産業廃棄物処理業者の優良化を促進するため、その許可の更新期間について、許可を受けた者の事業の実施能力及び実績を勘案したものとすることができるとしてあります。また、廃棄物処理業等の許可の欠格要件について、廃棄物処理業者等が特に悪質な違反を犯して許可を取り消された場合を除き、その役員が役員を兼務する他の廃棄物処理業者等に許可の取消しが連鎖しないよう措置することとしてあります。

第五に、適正な循環の利用の確保についてであります。

廃棄物焼却時の熱利用を促進するため、廃棄物の焼却時に一定基準以上の熱回収を行う者についての認定制度を設けることとしてあります。また、発展途上国では適正処理が困難であるが我が国では処理可能な廃棄物の輸入を可能とするため、輸入をすることができると、国内で処理することに相当の理由があると認められる国外廃棄物を委託して処分しようとする者を追加することとしてあります。

以上が本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長(山谷えり子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

四月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第五条の見出し中「保持」を「保持等」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならない。

第六条の二第一項中「第七条の四第一項第二号」を「第七条の四第一項第五号」に、「第九条の三第十一項」を「第九条の三第十二項」に、「第十四条の三の二第一項第二号」を「第十四条の三の二第一項第五号」に改める。

第七条第五項第四号二中「第七条の四若しくは第十四条の三の二」を「第七条の四第一項(第十四号に係る部分を除く。若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項第四号に係る部分を除く。)」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「ある場合」の下に「(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))」を加え、「及び」を「、」第八條の五第六項及び」に改め、同号ホ中「第十四条の三の二」の下に「第十四条の六において読み替えて

準用する場合を含む。」を加え、「第七条の二第三項」を「次条第三項」に改め、同号ヘ中「第七条の二第三項」を「次条第三項」に改める。

第七条の四第一項第三号を同項第六号とし、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号中「から又まで」を「から又またはチから又まで」に改め、「至つたとき」の下に「(前三号に該当する場合を除く。)」を加え、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 第七条第五項第四号ロ若しくはハ(第二十五号から第二十七号まで若しくは第三十二条第一項(第二十五号から第二十七号までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。又は同号トに該当するに至つたとき。

二 第七条第五項第四号チから又まで(同号ロ若しくはハ(第二十五号から第二十七号までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第七条第五項第四号チから又まで(同号二に係るものに限る。のいずれかに該当するに至つたとき。

第八条の二の次に次の一条を加える。

(定期検査)

第八条の二の二 第八條第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。))を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、当該一般廃棄物処理施設が前条第一項第一号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

第八条の三の見出し中「維持管理」を「維持管理

等」に改め、同条中「もの」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第八条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第八条の五第六項中「設置者」の下に「又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者であつた者若しくはその承継人(これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定一般廃棄物最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であつた者を含む。)」を加える。

第九条の二第二項第一号中「第八条の三」を「第八条の三第一項」に改める。

第九条の二の二第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「該当するとき」の下に「、又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者が第八条の五第一項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないとき」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(許可の取消しに伴う措置)

第九条の二の三 一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場について第八条第一項の許可を受けた者が前条第一項又は第二項の規定により当該許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人(次項において「旧設置者等」という。)は、次項の規定による確認を受けるまでの間は、第八条の二の二第二項、第八条の三、第八条の四、第九条の二第二項及び第九条の四の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお第八条第一項の許可を受けた者と、第十八条第一項、第十九条第一項及び第二十一条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお第九条の四に規定する一般廃棄物処理施設の設置者と、第二十一条の二第一項の規定(同項の規

定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお同項に規定する設置者とみなす。

2 旧設置者等は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が第九条第五項に規定する技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る特例)

第九条の二の四 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収(廃棄物であつて燃焼の用に供することができものを熱を得ることに利用することという。以下同じ。)の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。

一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 前項の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 第一項の認定を受けた者(以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。)が当該認定に係る熱回収施設において行う一般廃棄物の処分については、第七条第十三項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第十九条の三第一号及び第十九条の四第一項中「一般廃棄物の収集、運搬又は処分」とあるのは、「一般廃棄物の収集、運搬又は処分(第九条の二の四第一項の規定に係る熱回収施設における一般廃棄物の処分にあつては、同条第三項に規定する基準に適合しない一般廃棄物の処分)」とする。

4 第八条の二の二の規定は、認定熱回収施設設置者については、適用しない。

5 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に關し必要な事項は、政令で定める。

第九条の三第五項中「第八条の三」を「第八条の三第一項」に、「同項を第一項」に、「第七項を「第八項」に改め、「もの」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第十二項とし、同条第十項中「第九条の三第七項」を「第九条の三第八項」に改め、同条を同条第十一項とし、同条第九項中「第八条の三」を「第八条の三第一項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条を同条第十項とし、同条第八項中「第七項」を「第八項」に改め、同条を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設(第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。)の管理者は、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第九条の八第六項中「認定」の下に「及び第六項の変更の認定」を加え、同条を同条第十項とし、同条第五項中「とき」の下に「、又は当該認定を受けた者が第六項若しくは前項の規定に違反したとき」を加え、同条を同条第九項とし、同条第四項中「第十九条の三の規定」の下に「(これらの規定に係る罰則を含む。)」を、「第十八条第一項の規定」の下に「(同項の規定に係る罰則を含む。)」を加え、同条を同条第五項とし、同条の次に次の三項を加える。

6 第一項の認定を受けた者は、第二項第二号に掲げる事項の変更(当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設(当該認定に係る再生利用の内容以外の内容の再生利用を行わないものに限る。)の設置を含む。)をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

7 第三項(第一項第三号に係る部分に限る。)の規定は、前項の変更の認定について準用する。

8 第一項の認定を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項の変更又は第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

第九条の八第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該再生利用の用に供する施設

第九条の九第八項中「認定」の下に「及び第六項の変更の認定」を加え、同条を同条第十一項とし、同条第七項中「とき」の下に「、又は当該認定を受けた者が第六項若しくは第八項の規定に違反したとき」を加え、同条を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「の規定」の下に「(これらの規定に係る罰則を含む。)」を加え、同条の次に次の三項を加える。

6 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理の内容又は第二項第二号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める

軽微な変更であるときは、この限りでない。
7 第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

8 第一項の認定を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項の変更又は第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

第九条の十第五項中「規定」の下に「これらの規定に係る罰則を含む。」を加え、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「とき」の下に「又は当該認定を受けた者が前項の規定に違反したとき」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の認定を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項の変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

第十二条第一項中「第三項から第五項まで」を「第五項から第七項まで」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第七項を」第九項に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七項を」第九項に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「場合」には「の下に」、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「及び第五項」を「及び第六項とし、同条第三項中「及び第五項」を」及び第七項に、「次条第三項から第五項まで」を「次条第五項から第七項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。
3 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために

必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十二条の二第二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「場合には」の下に「当該特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第五項を」第七項に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 事業者は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該特別管理産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

ない。

第十二条の三十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項前段、第四項」を「第四項前段、第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項前段」を「第三項前段」に、「第三項後段」を「第四項後段」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項から第四項まで又は」を「第三項から第五項まで若しくは」に、「又はこれを」を「これら」に改め、「送付を受けたとき」の下に「又は第十四条第十三項若しくは第十四条の四第十三項の規定による通知を受けたとき」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項後段」を「第三項後段」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に、「同項の規定により管理票を交付した者（以下「管理票交付者」という。）を「管理票交付者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により管理票を交付した者（以下「管理票交付者」という。）は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

第十二条の四第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「同条第三項若しくは第四項」を「同条第四項若しくは第五項」に改め、同条第三項中「前条第三項前段若しくは第四項」を「前条第四項前段若しくは第五項」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第二項若しくは第三項」を「前条第三項若しくは第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第一項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けなければならない。ただし、次条第一項に規定する

電子情報処理組織使用事業者から、電子情報処理組織を使用し、同項に規定する情報処理センタを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた同項に規定する運搬受託者及び処分受託者にあつては、この限りでない。

第十二条の五第二項中「第十二条の三第二項及び第三項」を「第十二条の三第三項及び第四項」に改め、同条第三項中「第十二条の三第三項若しくは第四項」を「第十二条の三第四項若しくは第五項」に改め、同条第五項中「同条第二項後段」を「同条第三項後段」に改め、同条第十項中「又は第四項」を「第四項」に改め、「含むとき」の下に「又は第十四条第十三項若しくは第十四条の四第十三項の規定による通知を受けたとき」を加える。

第十二条の六第一項中「第九項を」第十項に、「及び第三項を」から第四項まで「に改める。
第十三条の十三第五号中「不適正」の下に「保管、収集、運搬又は」を加える。

第十四条第二項及び第七項中「下らない」の下に「期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して」を加え、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項の次に次の二項を加える。

13 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。

14 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
第十四条の三の二第二項第三号を同項第六号とし、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号中

「からへまで」を「又はハからホまで」に改め、「と
き」の下に「(前三号に該当する場合を除く。)」を加
え、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号
を加える。

一 第十四条第五項第二号イ(第七条第五項第
四号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七
条まで若しくは第三十二条第一項第二十五
条から第二十七条までの規定に係る部分に限
る。))の規定により、又は暴力団員による不当
な行為の防止等に関する法律の規定に違反
し、刑に処せられたことによる場合に限る。))
又は同号トに係るものに限る。))又は第十四条
第五項第二号ロ若しくはハに該当するに至つ
たとき。

二 第十四条第五項第二号ハからホまで(同号
イ(第七条第五項第四号ロ若しくはハ(第二十
五条から第二十七条までの規定により、又は
暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律の規定に違反し、刑に処せられたことに
よる場合に限る。))又は同号トに係るものに限
る。))又は第十四条第五項第二号ロに係るもの
に限る。))に該当するに至つたとき。

三 第十四条第五項第二号ハからホまで(同号
イ(第七条第五項第四号ロに係るものに限
る。))に係るものに限る。))に該当するに至つた
とき。

第十四条の四第二項及び第七項中「下らない」の
下に「期間であつて当該許可に係る事業の実施に
関する能力及び実績を勘案して」を加え、同条第
十六項中「第十四条の四第十五項」を「第十四条の
四第十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、
同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項
を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五
項とし、同条第十二項の次に次の二項を加える。
13 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管
理産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けてい
る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を
適正に行うことが困難となり、又は困難となる
おそれがある事由として環境省令で定める事由

が生じたときは、環境省令で定めるところによ
り、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書
面により通知しなければならない。

14 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管
理産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通
知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の
日から環境省令で定める期間保存しなければな
らない。

第十四条の六中「第十四条の三の二第二項第二
号」を「第十四条の三の二第二項第五号」に、「同項
第三号」を「同項第六号」に改める。

第十五条の二の六第一号中「第十五条の二の二
を」を「第十五条の二の三第一項」に改め、同条を第十
五条の二の七とする。

第十五条の二の五第三項中「第十五条の二の五
第一項ただし書」を「第十五条の二の六第一項た
だし書」に改め、同条を第十五条の二の六とし、第
十五条の二の四を第十五条の二の五とし、第十五
条の二の三を第十五条の二の四とする。

第十五条の二の二の見出し中「維持管理」を「維
持管理等」に改め、同条中「第十五条の二の五第一
項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、「もの」
の下に「。次項において同じ。」を加え、同条に次
の一項を加える。

2 産業廃棄物処理施設の設置者(第十五条第四
項に規定する産業廃棄物処理施設について同条
第一項の許可を受けた者に限る。))は、当該産業
廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当
該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関す
る情報であつて環境省令で定める事項につい
て、環境省令で定めるところにより、インター
ネットの利用その他の適切な方法により公表し
なければならない。

第十五条の二の二を第十五条の二の三とし、第
十五条の二の次に次の一条を加える。
(定期検査)

第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者
(第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施
設について同条第一項の許可を受けた者に限

る。))は、当該産業廃棄物処理施設について、環
境省令で定めるところにより、環境省令で定め
る期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなけ
ればならない。

2 前項の検査は、当該産業廃棄物処理施設が前
条第一項第一号に規定する技術上の基準に適合
しているかどうかについて行う。

第十五条の三第一項第三号中「第十五条の二の
五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、
同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「該当
するときの下に」、又は特定産業廃棄物最終処分
場の設置者が第十五条の二の四において読み替え
て準用する第八条の五第一項の規定による維持管
理積立金の積立てをしていないとき」を加え、同
条の次に次の二条を加える。

(許可の取消しに伴う措置)
第十五条の三の二 産業廃棄物処理施設である産
業廃棄物の最終処分場について第十五条第一項
の許可を受けた者が前条の規定により当該許可
を取り消されたときは、当該許可を取り消され
た者又はその承継人(次項において「旧設置者
等」という。))は、次項の規定による確認を受け
るまでの間は、第十五条の二の二第一項、第十
五条の二の三、第十五条の二の四において読み
替えて準用する第八条の四、第十五条の二の
七、第十五条の四において読み替えて準用する
第九条の四、第十八条第一項、第十九条第一項
及び第二十一条の規定(これらの規定に係る
罰則を含む。))の適用についてはなお産業廃棄
物処理施設の設置者と、第二十一条の二第一項
の規定(同項の規定に係る罰則を含む。))の適用
についてはなお同項に規定する設置者とみな
す。

2 旧設置者等は、環境省令で定めるところによ
り、あらかじめ当該最終処分場の状況が第十五
条の二の六第三項において読み替えて準用する
第九条第五項に規定する技術上の基準に適合し
ていることについて都道府県知事の確認を受け
たときに限り、当該最終処分場を廃止すること

ができる。
(熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に
係る特例)

第十五条の三の三 第十五条第一項の許可に係る
産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有
するもの(以下この条において「熱回収施設」と
いう。))を設置している者は、環境省令で定め
るところにより、次の各号のいずれにも適合して
いることについて、都道府県知事の認定を受け
ることができる。

一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上
の基準に適合していること。
二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継
続して行うに足りるものとして環境省令で定
める基準に適合するものであること。

2 前項の認定は、環境省令で定める期間ごとに
その更新を受けなければ、その期間の経過によ
つて、その効力を失う。

3 第一項の認定を受けた者(以下この条におい
て「認定熱回収施設設置者」という。))が当該認定
に係る熱回収施設において行う産業廃棄物の処
分については、第十二条第一項、第十二条の二
第一項、第十四条第十二項及び第十四条の四第
十二項の規定にかかわらず、政令で定める基準
に従つて行うことができる。この場合において、
第十九条の三第二号及び第十九条の五第一
項中「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分」
とあるのは、「産業廃棄物の保管、収集、運搬
又は処分(第十五条の三の三第一項の認定に係
る熱回収施設における産業廃棄物の処分にあつ
ては、同条第三項に規定する基準に適合しない
産業廃棄物の処分)」とする。

4 第十五条の二の二の規定は、認定熱回収施設
設置者については、適用しない。

5 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第
一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認め
るときは、その認定を取り消すことができる。

6 前各項に規定するもののほか、第一項の認定
に関し必要な事項は、政令で定める。

長は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る第八条の五第六項に規定する者(以下この項において「設置者等」という。)及び機構にあらじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わつて取り戻すことができる。

第十九条の八第四項中「処分」を「収集、運搬又は処分」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、当該支障の除去等の措置が特定産業廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、都道府県知事は、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第六項に規定する者(以下この項において「設置者等」という。)及び機構にあらじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わつて取り戻すことができる。

第十九条の十一第一項中「第九条の三十項及び第十五条の二の五第三項」を「第九条の三十一項及び第十五条の二の六第三項」に改める。

第二十一条第二項中「第八条の三又は第十五条の二の二」を「第八条の三第一項又は第十五条の二の三第一項」に改める。

第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二の次に次の一条を加える。

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

第二十一条の三 土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)が数次の請負によつて行われる場合に於ては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律(第三条第二項及び第三項、第四条第四項、

第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。)の規定の適用については、当該建設工事(他の者から請け負つたものを除く。)の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業者(建設工事を請け負う営業(その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を営む者(以下「元請業者」という。)を事業者とする。

2 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について当該建設工事を他の者から請け負つた建設業者を営む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負つた建設業者を営む者(以下「下請負人」という。)が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、第十二条第二項、第十二条の二第二項及び第十九条の三(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定を適用する。

3 建設工事に伴い生ずる廃棄物(環境省令で定めるものに限る。)について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第七条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条第一項、第十四条の四第一項及び第十九条の三(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

4 建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合(当該廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人が産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者である場合において、元請業者から委託を受けた当該廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは除く。)には、第六条の二第六項及び第七項、第十二条第五項から第七項まで、第十二条の二第五項から第七項まで、第十二条の三並びに第十二条の五の規定(これらの規定に係る

罰則を含む。)の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

第二十四条の四中「第十二条の三第六項」を「第十二条第三項及び第四項、第十二条の二第三項及び第四項、第十二条の三第七項」に、「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に、「第十五条の二の三」を「第十五条の二の二第二項、第十五条の二の四」に、「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に、「第十五条の二の六」を「第十五条の二の七」に改め、「第十五条の三の三の下に」第十五条の三の二第二項、第十五条の三の三第一項及び第五項を加える。

第二十五条第一項第六号中「第十二条第三項又は第十二条の二第三項」を「第十二条第五項又は第十二条の二第五項」に改め、同項第十号及び第十一号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同項第十三号中「第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項」を「第十四条第十五項又は第十四条の四第十五項」に改める。

第二十六条第一号中「第十二条第四項、第十二条の二第四項、第十四条第十四項又は第十四条の二第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項」に改め、同条第二号中「第十五条の二の六」を「第十五条の二の七」に改める。

第二十九条第一号中「又は第九条第六項」を「、第九条第六項に」、「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に、「の規定による」を「、第十二条第三項又は第十二条の二第三項の規定に違反して、」に改め、同条第二号中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改め、同条第四号中「第十二条の二第二項前段」を「第十二条の三第三項前段」に改め、同条第五号中「第十二条の三第三項後段」を「第十二条の三第三項」に改め、同条第六号中「第十二条の三第三項若しくは第四項」を「第十二条の三第四項若しくは第五項」に改め、同条第七号中「第十二条の三

第五項、第八項又は第九項」を「第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項」に改め、同条第十四号を同条第十七号とし、同条第十三号を同条第十六号とし、同条第十二号を同条第十三号とし、同条の次に次の二号を加える。

十四 第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定に違反して、通知せず、又は虚偽の通知をした者

十五 第十四条第十四項又は第十四条の四第十四項の規定に違反して、通知の写しを保存しなかつた者

第二十九条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「第十二条の四第二項又は第三項」を「第十二条の四第三項又は第四項」に改め、同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者

第三十条第一号中「第十二条第十一項、第十二条の二第十二項、第十四条第十五項及び第十四条の四第十六項」を「第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の二第十八項」に改め、同条第二号中「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「第十二条第八項又は第十二条の二第六項」を「第十二条第八項又は第十二条の二第八項」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号中「第九条の十第七項、第十五条の二の三」を「第九条の十第八項、第十五条の二の四」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第八条の二の二第一項又は第十五条の二の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十二条第一号中「一億円」を「三億円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十五条の違反行為につ

き法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第四項、第十二条の二第四項又は第十五条の十九第二項若しくは第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第九項又は第十二条の二第十項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

三 第十二条第十項又は第十二条の二第十一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は公布の日から、第三十二条の改正規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(廃棄物処理業等の許可に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの法律による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧法」という。)第七條第一項若しくは第六項、第七條の二第一項、第八條第一項、第九條第一項、第十四條第一項若しくは第六項、第十四條の二第一項、第十四條の四第一項若しくは第六項、第十四條の五第一項、第十五條第一項又は第十五條の二の五第一項の規定によりされた許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていらないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

(許可の取消し等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第七條第一

項若しくは第六項、第八條第一項、第十四條第一項若しくは第六項、第十四條の四第一項若しくは第六項又は第十五條第一項の許可を受けている者に対するこの法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「新法」という。)第七條の四第一項、第九條の二の二第一項、第十四條の二の二第一項(新法第十四條の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は第十五條の三第一項の規定による許可の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

2 新法第九條の二の二第二項及び第十五條の三第二項の規定は、施行日以後に開始する年度に積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていない場合について適用する。

3 新法第九條の二の三及び第十五條の三の二の規定は、施行日以後に新法第九條の二の二第一項又は第二項の規定により新法第八條第一項の許可を取り消された者及び新法第十五條の三の規定により新法第十五條第一項の許可を取り消された者について適用する。

(平成九年改正前の規定による許可等に係る廃棄物処理施設に関する経過措置)

第四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号。以下「平成九年改正法」という。)による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「平成九年改正前廃棄物処理法」という。)第八條第一項の許可(平成九年改正法附則第三條第一項の規定によりなお従前の例によりされた平成九年改正前廃棄物処理法第八條第一項の許可を含む。)に係る一般廃棄物処理施設(同項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)であつて、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について平成十年六月十七日以後施行日前に旧法第九條第一項の許可を受けていないものについては、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について施行日以後初めて新法第九條第一項の許可を受けるまでの間は、新

法第八條の三第二項中「維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報」とあるのは、「維持管理の状況に関する情報」とする。

2 平成九年改正前廃棄物処理法第九條の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設であつて、当該届出をした市町村が当該一般廃棄物処理施設について平成十年六月十七日以後施行日前に旧法第九條の三第七項の規定による届出をしていないものについては、当該届出をした市町村が当該一般廃棄物処理施設について施行日以後初めて新法第九條の三第八項の規定による届出をするまでの間は、同条第六項中「維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報」とあるのは、「維持管理の状況に関する情報」とする。

3 平成九年改正前廃棄物処理法第十五條第一項の許可(平成九年改正法附則第五條第一項の規定によりなお従前の例によりされた平成九年改正前廃棄物処理法第十五條第一項の許可を含む。)に係る産業廃棄物処理施設(同項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)であつて、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について平成十年六月十七日以後施行日前に旧法第十五條の二の五第一項の許可を受けていないものについては、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について施行日以後初めて新法第十五條の二の六第一項の許可を受けるまでの間は、新法第十五條の二の三第二項中「維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報」とあるのは、「維持管理の状況に関する情報」とする。

(産業廃棄物の再生利用等に係る認定を受けた者の変更の届出に関する経過措置)

第五条 新法第九條の八第八項(新法第十五條の四の二第三項において準用する場合を含む。)、第九條の九第八項(新法第十五條の四の三第三項において準用する場合を含む。及び第九條の

十第六項(新法第十五條の四の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する変更をした者について適用する。

(産業廃棄物の保管の届出に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現にその事業活動に伴い新法第十二條第三項に規定する産業廃棄物を生じた事業場の外において自ら当該産業廃棄物の保管を行つてい事業業者は、環境省令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 新法第十二條第四項の規定は、施行日以後に、同条第三項の環境省令で定める場合において、同項に規定する産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者について適用する。

3 この法律の施行の際現にその事業活動に伴い新法第十二條の二第三項に規定する特別管理産業廃棄物を生じた事業場の外において自ら当該特別管理産業廃棄物の保管を行つてい事業者は、環境省令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 新法第十二條の二第四項の規定は、施行日以後に、同条第三項の環境省令で定める場合において、同項に規定する特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者について適用する。

5 第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法昭和二十二年法律第六十七號第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(産業廃棄物管理票に関する経過措置)

第七条 新法第十二條の三第二項の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により同項に規定する管理票を交付した者について適用する。

(産業廃棄物処理業者等による通知に関する経過措置)

第八条 新法第十四条第十三項及び第十四条の四第十三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する事由が生じた場合について適用する。

(市町村長等による維持管理積立金の取戻しに関する経過措置)

第九条 新法第十九条の七第六項及び第十九条の八第六項の規定は、施行日以後に新法第十九条の七第一項の規定により市町村長が同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合及び新法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合について適用する。

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する経過措置)

第十条 新法第二十一条の三の規定は、施行日前に元請業者(同条第一項に規定する元請業者に相当する者をいう。)と下請負人(同条第二項に規定する下請負人に相当する者をいう。)との間で締結された請負契約に係る建設工事(同条第一項に規定する建設工事に相当する工事をいう。)に伴い生ずる廃棄物については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の項中「第十二条の三第六項」を「第十二条第三項及び第四項、第十二条の二第三項及び第四項、第十二条の三第七項に」、「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項に」、「第十五条の二の三」を「第十五条の二の第二項、第十五条の二の四に」、「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項に」、「第十五条の二の六」を「第十五条の二の七に改め、「第十五条の三」の下に「第十五条の三の二第二項、第十五条の三の三第一項及び第五項」を加え、同表に次のように加える。

別表第二に次のように加える。

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二十四条の二第一項の政令で定める市の長
廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第二項の登録に関する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三に次のように加える。

二十八 都道府県知事
廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四に次のように加える。

十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十
四條の二第一項の政令
で定める市の長
廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第二項の登録に関する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたもの
の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五に次の一号を加える。

三十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二
十条の二第一項の登録に関する事務であ
つて総務省令で定めるもの

(地価税法の一部改正)

第十七条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の
一部を次のように改正する。

別表第二第六号中「第十五条の二の五第一項」
を「第十五条の二の六第一項」に改める。

(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促
進に関する法律の一部改正)

第十八条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整
備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二
号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第十二条第六項」を「第十
二条第八項」に改め、同条第二項中「第十二条の

二十六項」を「第十二条の二第八項」に改める。

(平成九年改正法の一部改正)
第十九条 平成九年改正法の一部を次のように改
正する。

附則第三條第四項中「新法第八條の三」を「廃
棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の三第
一項」に改め、「第九條第一項の許可を受けたと
きは、変更後のものの下に」。次項において同
じ。を加え、「又は第四号」を「若しくは第四号」
に、「又は同項第二号」を「若しくは同項第二号」
に改め、同条第七項中「新法第九條の三第七項」
を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九條
の三第八項」に、「同項」を「第一項」に、「につい
て第七項」を「について第八項」に、「」とあるの
は「基準」と、同条第七項を「。次項において同
じ。」とあるのは「基準」と、同条第八項に、「
同条第九項」を「同条第十項」に改める。

附則第五條第四項中「新法第十五條の二の五

(租税特別措置法の一部改正)

第十五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第
二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の三第一項、第二項並びに第三項第
一号及び第二号、第五十五条の七第一項、第二
項、第三項第一号及び第二号並びに第七項並び

に第六十八條の四十六第二項、第三項第一号及
び第二号並びに第六項中「第十五條の二の三」を
「第十五條の二の四」に改める。
(住民基本台帳法の一部改正)
第十六條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第
八十一号)の一部を次のように改正する。

第二項の「を」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の」に、「新法第十五条の二の二」を「同法第十五条の二の三第一項」に、「について第十五条の二の五第一項」を「について第十五条の二の六第一項」に、「」とあるのは「基準」と、新法第十五条の二の五第一項「を」。次項において同じ。」とあるのは「基準」と、同法第十五条の二の六第一項に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六」を「同法第十五条の二の七」に、「当該許可に係る第十五条の二第一項第三号」を「当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項」に、「又は第四号」を「若しくは第四号」に、「又は同条第二号」を「若しくは同条第二号」に改め、同条第五項中「新法第十五条の二の五第一項」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項」に改める。

（特定家庭用機器再商品化法の一部改正）

第二十条 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第四項及び第五項中「及び第十三項」を「及び第十五項」に改める。

第五十条第三項中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。

（ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正）

第二十一条 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第八条の三」を「第八条の三第一項」に、「第十五条の二の二」を「第十五条の二の三第一項」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）

第二十二条 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二百二十二条第七項から第九項までの規定中「及び第十三項」を「及び第十五項」に改め、同条第十二項中「第十四条第十四項」を「第十四条第

十六項」に改め、同条第十三項中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。

（独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正）
第二十三条 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第六号中「第十五条の二の三」を「第十五条の二の四」に改める。

平成二十二年五月十七日印刷

平成二十二年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F